

平成25年9月19日（木曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

平成25年第3回松島町議会定例会会議録(第4号)

出席議員(17名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	高橋利典君	6番	(欠番)
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君

震災復興対策監	小 松 良 一 君
総務管理班長	太 田 雄 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第4号)

平成25年9月19日(木曜日) 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 議案第 93号 平成24年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 3 議案第 94号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 4 議案第 95号 平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 5 議案第 96号 平成24年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 6 議案第 97号 平成24年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 7 議案第 98号 平成24年度松島町観欄亭等特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 8 議案第 99号 平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 9 議案第100号 平成24年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第10 議案第101号 平成24年度松島町水道事業会計決算認定について
 - 〃 第11 東日本大震災復興対策特別委員会の中間報告について
 - 〃 第12 議案第102号 工事請負契約の締結について(提案説明)
 - 〃 第13 議案第103号 物品売買契約の締結について(提案説明)
 - 〃 第14 議案第104号 平成25年度松島町一般会計補正予算(第5号)について(提案説明)

- 〃 第 1 5 議員提案第 1 1 号 松島町議会委員会条例の一部改正について（提案説明）
 - 〃 第 1 6 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。松島町高城 XXXXXXXXXX ほか
1名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、15番菅野良雄議員、16番今野 章議員を指名します。

日程第 2 議案第 93号 平成24年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 94号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 95号 平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 96号 平成24年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 97号 平成24年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 98号 平成24年度松島町観欄亭等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 99号 平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第100号 平成24年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第101号 平成24年度松島町水道事業会計決算認定について

○議長（櫻井公一君） お諮りします。日程第2、議案第93号から日程第10、議案第101号まで

を一括議題としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

議案第93号から議案第101号については、平成24年度決算審査特別委員会に付託し、既に審査が終了しておりますので、特別委員長の審査報告を求めます。高橋利典委員長、ご登壇ください。

〔決算審査特別委員会委員長 高橋利典君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（高橋利典君） それでは、平成24年度決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会は9月10日に設置され、11日、12日、13日、17日、18日に審査を行いました。

審査の場所は、当議事堂であります。

また、9月12日には、松島町文化観光交流館ほか2カ所ほどの現地調査を行いました。

説明員は、町長、副町長、教育長、課長、班長等及び説明補助員の皆さんでありました。

審査の結果について、ご報告いたします。

議案第93号平成24年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第94号平成24年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第95号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第96号平成24年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第97号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第98号平成24年度松島町観欄亭等特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第99号平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第100号平成24年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第101号平成24年度松島町水道事業会計決算認定については、認定すべきものと決せられました。

なお、審査の結果における意見は、6項目になっております。

それでは、お手元に配付をしておりますので、24年度の決算審査特別委員会の報告書ということで上げさせていただきました。

審査の結果を次の意見を付して報告いたします。

付託事件であります。議案第93号から議案第101号までであります。

審査の内容は、所管に関する事項（各款、項、目、節）であります。

審査の期日は、平成25年9月11日から5日間、記載のとおりであります。

審査の場所については、決算審査、議事堂、それから現地視察として、農地海岸（早川地区）周辺、松島町文化観光交流館、町道松島パノラマ線でありました。

出席委員は、緑山市朗委員を初めとする委員記載のとおりであります。

審査の意見

総務課所管

職員の健康管理について

健康は自己管理が基本であるが、健康診査においても指摘された場合は速やかに受診し、勤務に支障を来さないよう管理することを求める。

町民福祉課所管

発達障害者について

町長は施政方針の重点施策として、発達障害を持つ子供や保護者への支援として臨床心理士や言語聴覚士による相談窓口を希望園に開設し、子供の発達状況や療育方法などさまざまな相談に応じ、障害への適切な理解と通常の社会生活を送ることができるよう支援をしていくとあるが、成果説明書に記載されていないので具体的に明記すべきである。

建設課所管

児童公園について

地域においては児童の姿がほとんど見られない公園がある。管理については、関係課と協議をしながら検討すべきである。

各課共通

主要施策の成果説明書について

各課の事業で補助金や委託金等がある。主要施策の成果説明書に成果を明確に記載すべきで

ある。

予算の流用について

多くの予算流用が見受けられる。流用は真にやむを得ない事由で執行科目に予算不足が生じた場合、必要最小限にとどめるべきである。総体的に必要な金額を把握し、適切な会計処理が図られるよう強く求める。

不用額について

予算計上しながら歳出がなかったり、あるいは予算計上より歳出が極端に少ない場合が多く見られる。単年度予算の観点からも、当初予算の見きわめと補正予算の運用を適切に進めることを強く求める。

以上を意見報告としまして、24年度決算審査特別委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典委員長、大変ご苦労さまでした。

お諮りします。質疑は省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

議案第93号平成24年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。それでは、本件に反対の方の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

それでは、議案第93号平成24年度一般会計決算認定に反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

平成24年度は、本町にとって復旧から復興へと本格的に東日本大震災からの復興が始まった年になったと思います。その一方で、東京電力福島原発事故では高濃度汚染水が大量に発生し、その処理が遅々として進まないなど、海洋汚染を含め問題の深刻さが改めて実感させられた年でもあったと思います。

ことし9月には東京オリンピック招致が決定し、我々も歓迎の気持ちとは裏腹に復興への妨げになるのではないかと懸念や、汚染水漏れなど制御不能に陥っている原発事故、その対策が世界から注目をされているところであります。

また、昨年末には衆議院の解散総選挙で、公約違反の民主党政権にかわって自民・公明政権が再び咲きました。再登板となった安倍総理はアベノミクスでの不況打開策を打ち出し、景

気回復を意図的にあおっていますが、一部の輸出大企業や富裕層がその恩恵にあずかっているだけで、庶民にとっては物価の上昇など所得がふえないままに負担だけが増大する状況になっております。来月初めには、消費税増税の判断をされると言われており、消費税が増税されれば被災者の生活再建と町の復興にも重い足かせになるものと考えられるものであります。

さて、こうした政治経済状況のもとで、平成24年度本町一般会計予算が執行されたわけですが、その決算額は復興事業の増大により、歳入総額171億9,835万7,000円、歳出総額164億6,645万6,000円と、通常の3倍余りの決算額となりました。そのうち、復旧・復興関連事業が約99億円余りの歳出で、松島区や手樽区、高城区、磯崎区などの避難道路の整備事業や災害公営住宅建設事業、根廻磯崎線道路築造工事などなど、41事業が復興交付金事業として採択をされ進められているところであります。

24年度当初予算の討論で、巨大地震と大津波による大災害で被災した町民の生活を再建し、町の復興を進めることや、原発の被害から、とりわけ放射能から町民の暮らしと健康を守ることは、松島町の行政としての大きな責任であると申し上げましたが、本町における被災状況は震災見舞金等支給状況の資料によれば、全壊世帯205世帯、大規模半壊世帯403世帯、半壊世帯1,204世帯となっており、町独自の被災者支援は津波浸水地域にとどまらない、より広い被災世帯に対するきめ細かな復興と生活再建のための支援が必要なのではないかと感じているところであります。

今、本町では著しい人口減少が進行しており、福祉や医療など、社会保障、教育の充実などが定住促進を進める上で大事な課題になっていると思うものであります。その点で、24年度は遠距離通学を余儀なくされている小学生の通学バス運賃が全額免除され、一時預かり保育の保育所の拡大がされました。また、子供医療費を入院について中学校卒業まで拡大をしましたが、近隣の市町村と比較して不十分であり、一層の助成拡大が求められているところであります。宮城県の乳幼児医療費助成は全国的に見ても著しく低く、町としてもその助成拡大を強力に求めていくべきであります。

また、24年度は各行政区に対してお願いをしてきた集会所の指定管理委託で、電気料などの基本料金が町負担に見直され、指定管理業107名の者が支出をされ、各行政区の施設管理費の負担軽減がある程度されました。また、震災被害を受けた各地区の集会所の修繕として、20年度約1,000万円、22年度にはこの定例会で2,000万円を計上する取り組みが聞かれております。このことは、住民から歓迎される内容だと思います。ぜひ、こうした取り組みを住民の納得が得られるように進めていただきたいと思いますところであります。

そのほか、福祉タクシーや給食宅配事業、子宮がんやヒブワクチン、小児用肺炎球菌のワクチンの接種費用の助成継続、あるいは教育では、学力と体力向上によくも悪くも新たな取り組み、模索が始まったのかなと感じるものがありました。今後とも住民の要望に応える取り組みがなされるように期待したいと思います。

その一方で、例年指摘していますように、職員、臨時職員の働き方の問題、賃金の格差は依然として残っており、職場で働く職員同士が団結し気持ちよく働く上でも格差を解消する取り組みが求められておりますし、役場が貧困を生み出す場所になってはいけなと考え、一層の改善を引き続き求めるものであります。

また、税の徴収において、平成21年度から税技術の向上を図ることを目的に、宮城県地方税滞納整理機構に参加をしておりますが、機構は差し押さえを基本にまるで取立屋のように差し押さえをすると、このようにも言われております。こうした機構への参加は取りやめるべきであります。

次に、町民バスの運行ですが、現在の町民バスは交通空白域の住民の足の確保策として始まりましたが、高齢者の中にはバス停まで行くのも大変という人がふえてきております。町民バスとデマンド交通システムの組み合わせなど、高齢者の願いに応えることができる新たな交通システム、交通体系の検討がされるべきであります。

次に、高城保育所分園についてであります。本郷保育所廃止の際、保護者の強い要望で第二小学校の教室を利用して、高城保育所分園として残さざるを得なくなったもので、現在でも1部屋で2歳から5歳までの幼児21人が保育をされております。そのため、教諭室もなく、配膳も狭い場所で行われるなど、保育施設としては不十分な環境内容であります。保育の質は定住促進を考える上でも大切な項目であり、愛宕域周辺にもう一度、安心して預けることができる保育所の設置を含め、その改善を行う必要があるのではないかと考えるものであります。

福島原発事故による放射能汚染は、学校や保育所などの土壌から100ベクレルを超える汚染が測定されていますが、空間線量の測定基準値を超えていないからと土壌の除染が行われておりません。少なくとも、放射線の影響を最も受けやすい子供たちの生活の中で、その影響を取り除く必要があったと考えるものであります。特に、専門家の見解がさまざまに分かれているだけに、現状を回復するという作業が求められているのではないかと考えるものであります。放出された放射能との闘いはこれから数十年の単位で考えなければならない課題であり、今後を見据えた取り組みが必要であると思っております。

そのほか、松島の松のカモメによる被害、あるいは松くい虫の被害などがこの震災以降、非常に拡大をしております。大変な被害拡大という状況の中で、緊急な対策が必要であったと考えるものであります。

さらには、仮庁舎建設の問題を含めて、町民に対する説明が不十分だったのでないかという声が町内でも多く聞かれるところであり、町としての説明責任を果たしていくべきであるということをお願い、平成24年度一般会計決算認定に対する反対の討論とします。

そして、高齢者や障害者、子供に優しい施策を展開し、格差を是正するなど、町民の暮らしを守り、安心して住める町、住んでよかったと思える松島町をつくるために、町長初め全職員の皆さんが奮闘していただけることを期待して、討論を終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） それでは、私4番伊賀光男でございます。

では、私は賛成の立場から言わせていただきますが、平成24年度松島町一般会計歳入歳出決算認定の賛成の立場で討論させていただきます。

反対討論者は、去年は東日本大震災の影響もあって賛成討論となりましたが、今回は反対討論となりました。まことに残念であると思います。

私は賛成討論の立場で改めて物を申すとなれば、東日本大震災の影響はまだまだ続いているところでございます。松島町の例年一般会計予算の総額は五十数億円ではありますが、災害復興費を含めると3倍強の予算で約171億円に膨れ上がっております。全体的には5年の間で法整備しなければならず、大変な行政域の事務の負担がかかっております。それにもかかわらず、町長初め役場職員が一丸となり精いっぱい取り組んでいる姿を見ると、安易に批判や反対するだけでは済まないものがあると思います。

反対者は昨年、大震災の記憶を忘れず、忘れ住んでよかったと思える松島町をつくるため、全職員が一丸となって奮闘していただけることを期待するという一方で、賛成されているものでありますが、今においても、現況においても、福祉、教育、建設全般にわたって、役場職員が一丸となって取り組んでいる姿を見れば、先ほども申したとおり安易に反対する立場ではないのかと私は感じるところであります。

したがって、この一般会計歳入歳出の決算の認定については、賛成の立場をとられていただくものであります。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第93号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第93号平成24年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第94号平成24年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。本件に反対の方の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

それでは、議案第94号平成24年度国民健康保険特別会計決算認定当たりまして、反対の立場から討論させていただきます。

現在、国保の加入世帯は2,449世帯で、そのうち法定減免を受けている世帯が、7割軽減で753世帯、5割軽減で163世帯、2割軽減で316世帯の合計1,232世帯ということでございます。加入世帯の50.3%が減免を受けなければならない世帯で構成されているという状況であります。

また、国保税の滞納は減免課税分で303世帯、2,894万2,000円と、2,200万円余りの不納欠損処理を行って、なお2億1,892万4,764円の累積滞納を抱えているという状況であります。提出をしていただきました現年度分の滞納者の所得階層別滞納金調べでは、滞納世帯303世帯のうち、所得ゼロで、その半数に近い142世帯の滞納世帯が出ているということになっております。

国保は加入者の高齢化が進みその過半数が60歳以上で、国保は本当に所得の低い方々の医療保険になっていると言えらると思います。そこに国保加入者の負担能力を超えた国保税の負担が求められることになるために、国保税の滞納が膨らんでいくということになり、この国保のあり方こそ見直さなければならないと思いますし、重過ぎる国保税の引き下げこそが今求められているものだと思うものであります。

国はこの国保に対して、市町村から今度は県に、というようなことも言うておりますけれども、そのことによってこの国保運営の問題が解消するというわけにはいかないものと思っております。国保がこれほど困難な状況になった大きな要因には、もともと国が総医療費に対

しておおむね50%負担していたものを、次々とその負担割合を引き下げてきたことにその原因があります。国保の困難な状況を改善する上で、国の果たすべき役割は極めて大きく、町が国に対して国庫負担の増額をもっと積極的に求めて、加入負担を軽減する、保険料を引き下げる方策をとるべきであると申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。

議案第94号平成24年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

国民健康保険はその制度の創設以来、国民皆保険の中核として、町民の皆様の医療の確保と健康増進という大きな役割をこれまで果たしてきたと考えているところであります。しかしながら、高齢化の進展に伴い高齢者の加入者が多くなり、医療費は増加傾向にあります。さらには、今日の経済情勢を反映した加入者の負担能力の低下や、低所得者等の増加による収納率の低下などがあり、大変厳しい財政状況が続いているものと考えているところであります。

そのような中で、本町の平成24年度松島町国民健康保険特別会計は、歳入が前年度より2億9,223万41円増の22億6,163万円であり、歳出は前年度より1億5,350万円増の20億1,309万円であります。歳入総額に占める保険税収入は15.0%の3億4,114万円で、前年度より1,316万円の増となっております。また、収入未済額については2億1,892万円で、前年度と比べて2,950万円の減少となっております。

一方、歳出の主なものでは、保険給付金が13億8,107万円と、前年度より9万円増加し、老人保健医療費拠出金については2万9,000円であります。なお、保険給付については、年度平均被保険者数が前年度と比べ150人減の4,426人であり、被保険者1人当たりの療養給付費が前年度の25万484円から28万6,469円と、3万5,985円の上昇となっております。国保の健全運営には収入未済額を減少させ、療養給付の上昇を抑えることにあると考えるものであります。そのためには、さらなる保険税収納の向上を目指し、保険税の徴収を粘り強く推進しながら、税源の安定的な確保を図ることが重要であると考えているものであります。

本年度会計においても、保険税徴収対策として、特別滞納整理室等を中心に各種税の徴収推進を行いながら、税源確保に努力している姿を評価するとともに、住民基本健診や特定健診を初め胃がん、前立腺がん、大腸がんなどのがん検診や、各種健康相談や研修会、高齢者の健康管理と維持増進等に努めており、町ぐるみで健康づくりのための予防対策がとられてい

るものとするものであります。

今後、一層厳しい運営が予想される国保会計の現状の中で、実質収支額は2億4,853万円の黒字になっており、その中から1億3,000万円を基金に繰り入れたことは、次年度への備えとして健全な会計運営の布石になるものであり、国民健康保険事業が町民の皆様の大切な生命と健康を守るため、今後も絶対に堅持していかなければならない医療保険制度であると考えます。

以上を申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第94号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第94号平成24年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第95号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。それでは、本件に反対の方の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

議案第95号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

平成24年度は、後期高齢者医療制度が始まってから2回目の保険料改正がされた年であり、均等割で900円が値上げされ、年額で4万920円、所得割では0.98%の値上げで、所得割率が8.3%となりました。この医療制度では、収入が上がっても、75歳以上の全員に保険料が課され、2年ごとに見直され、75歳以上の人口と医療費の増加により保険料負担が上昇していく仕組みとなっている制度であります。

24年度は、この後期高齢者医療の保険料の値上げ、介護保険料の値上げ、年金の削減と、高齢者にとってはトリプルの負担料となりました。少ない年金から容赦なく天引きをされ、高齢者の生活はますます厳しくなっております。この制度は高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度であり、直ちに解消するとともに国の責任を明確にし、安心して高齢者が医療に

かかれるように制度設計することを求めて、反対の討論といたします。

- 議長（櫻井公一君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。1番緑山市朗議員。
- 1番（緑山市朗君） 1番緑山でございます。

平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

先般、現安倍内閣におきまして、社会保障制度改革についての閣議決定がなされました。すなわち、有識者による社会保障制度改革国民会議が去る8月5日にまとめた報告書を踏まえ、8月21日、社会保障と税の一体改革のための法整備や実施時期を定めたプログラム法案の骨子が決定されました。医療や介護で高齢者にも負担増を求める内容で、平成26年度から平成29年度にかけてさまざまな制度改革を実行するとしており、これらについての法案が本年秋の臨時国会冒頭に提出される見込みとなっております。

後期高齢者医療保険制度につきましては、前民主党政権がその廃止を公約として掲げておりましたが、今回の改革案にはそれは盛り込まれておらず、当該制度は今後も継続されることにはなりました。ただ、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県へ平成29年度までに移管するとしておりますので、後期高齢者医療保険制度のありようについては、国民健康保険制度との関連から、今後その動向を注視していく必要があると考えるものであります。

後期高齢者医療保険制度は以上のように、その将来が定まらない状況ではありますが、本町における当該医療制度に係る平成24年度の事業運営につきましては、運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、各種申請の受け付け事務、保険料の徴収事務、また東日本大震災に係る保険料の減免、一部負担金の免除、その他について適切に実施されたと考えられます。今後も町民、被保険者の立場に立って円滑な事業運営を進められるよう要望して、平成24年度の決算認定に賛成するものであります。

以上で賛成討論とさせていただきます。

- 議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第95号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第95号平成24年度松島町後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第96号平成24年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第96号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第96号平成24年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第97号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第97号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第97号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第98号平成24年度松島町観欄亭等特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第98号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第98号平成24年度松島町観欄亭等特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第99号平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第99号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第99号平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第100号平成24年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第100号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第100号平成24年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第101号平成24年度松島町水道事業会計決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第101号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第101号平成24年度松島町水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

以上で、平成24年度各種会計歳入歳出決算認定についての採決が終了しました。

ここで、町長より挨拶を求められておりますので、これを許します。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 平成24年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして、議会の認定をいただき、改めて御礼を申し上げます。

長時間にわたりご審議をいただき、その中で賜りましたご意見、ご指摘等につきましては、再度確認、検討しながら今後の取り組みに反映させまして、より適正かつ充実した行政運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくご意見申し上げ、御礼といたします。

なお、清野、菅野両監査委員には詳細な審査とご意見をいただき、その労に対しまして改め

て感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 議長からも監査に当たられましたお二人の監査委員の労に対し、感謝の意を表します。大変ご苦労さまでした。

ここで、議事の進行上休憩をとりたいと思います。再開を10時55分といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第11 東日本大震災復興対策特別委員会の中間報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、東日本大震災復興対策特別委員会の中間報告についてを議題とします。

特別委員会から、調査の中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、東日本大震災復興対策特別委員会から中間報告を受けることに決定しました。阿部特別委員長の発言を許します。

○東日本大震災復興対策特別委員会委員長（阿部幸夫君） それでは、私から東日本大震災復興対策特別委員会より、調査中間報告と地域防災計画の見直しに対する提言。

1、調査事件

震災に係る被災状況の調査及び復興に関する事項

2、経過事項

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東日本の太平洋沿岸は甚大な被害を受けた。本町も同様に地震と津波により大きな被害を受け、さらにはたび重なる大きな余震により被害が拡大している。この大規模な震災の被害状況等に鑑み、議員活動として個々に対応するものではなく、情報を共有し、住民の代表である議会の活動として共通の認識の上で現状把握に努める必要がある。また、町の日でも早い復興に向けて、議会として率先して取り組み必要があることから、平成23年4月26日に特別委員会を設置しました。

3、調査期日・場所

平成23年4月28日金曜、議事堂及び現地ほか16日間、また小委員会を随時開催しております。
他については、記載のとおりでございます。

4、出席委員

議長を除く全議員でございます。

2ページをお開きください。

5、主な調査の概要

平成23年4月28日金曜日、議事堂及び現地

町道パノラマ線（パノラマハウス含む）ほか10カ所の現地調査を行いました。

小委員会設置及び正副委員長を選任した。

今後の進め方について協議し、小委員会ごとに調査することに決定いたしました。

23年度他は、お目通し願いたいと思います。

3ページをお開きください。

平成24年6月12日火曜日、議事堂

「日本三景松島の護岸及び遊歩道の早期着工に関する要望書」が6月6日付で社団法人松島観光協会会長から議会議長宛てに提出されたことに伴い、その対応等について協議をいたしました。

4ページをお開きください。

平成25年2月15日金曜日、議事堂

東日本大震災に係る国・県事業など本町に係る復旧・復興計画等について、町長及び担当課長等より説明を受け、質疑応答を行いました。

松島町地域防災計画見直しの進捗状況等について、町長及び担当課長等より説明を受け、質疑応答を行ったところでございます。

他はお目通しください。

6、調査の結果

特別委員会からの町に対しての提言により、義援金配分の独自施策や放射能測定器の購入など、予算措置を行い、被災者支援並びに町民の安全・安心に大きく寄与したものであった。また、災害時の相互応援協定の締結や被災者に対する支援制度、減免制度等についても延長や免除措置など多くの被災者に対して寄与する結果となりました。

東日本大震災で松島町地域防災計画のマニュアルどおり具体的な行動や活動がほとんどできなかった。予想をはるかに超えた自然災害とはいえ、早急な見直しが必要であり、見直しに

当たっては特別委員会が取りまとめた提言（別紙1）の反映を望むものである。

東日本大震災を教訓として、災害発生時において、議会議員の初動体制時の意思の疎通など組み入れる必要があることや、議会議員の責務と役割を明確にしておく必要があることから、議会議員の行動方向性を定めるため、「災害時の議員の行動指針」を申し合わせ事項（別紙2）として組み入れました。

5ページをお開きください。

7、今後に向けて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が町に甚大な被害をもたらしたところである。現在の復興状況は、東日本大震災復興交付金の第6次配分もなされ、急ピッチで進んでいるものの、復興にはまだまだ年月がかかると実感している。

松島町の日でも早い復興に向けて、議会・執行部が一丸となって、松島町復興計画に掲げる「復興」、「創造」、そして「貢献」の実現を目指し、進めていく必要がある。

また、松島町地域防災計画の見直しに当たっては、年次計画、優先順位を定め、実施計画を示し、強力で推進し、安全・安心なまちづくりに努められるよう望むものでございます。

別紙、6から13ページはお目通し願いたいと思います。

別紙2、14ページをお開きください。

災害時の議員の行動指針、申し合わせ事項

この行動指針は平成25年9月10日から施行するものでございます。

ほかはお目通し願いたいと思います。

なお、議長をお願いいたします。ただいま報告した提言等について、町当局に提出願いますようお願いをいたしまして、報告といたします。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 大変ご苦労さまでした。議長を除く議員の皆様、お疲れさまでございました。

なお、今、特別委員長長の報告のとおり、私からも議長の報告といたしまして提出をしておきたいと思います。

以上で、東日本大震災復興対策特別委員会の中間報告を終わらせていただきます。

日程第12 議案第102号 工事請負契約の変更について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第102号工事請負契約の変更について（提案説明）を議

題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第102号工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、高城コミュニティセンター建設工事に関するものであり、去る9月13日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、旧水道事業所跡地に避難施設としても活用できる鉄骨造2階建ての集会施設の建設並びに敷地の整備工事であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） それでは、資料に基づきまして説明を申し上げます。

まず、資料の右下のほうにP-1と書いてあります。P-4まであります。

まず、P-1であります。

まず、今回の契約につきましては仮契約であります。9月17日に仮契約を結んでおります。

それでは、P-1の事業概要、右上になります。4番目の建物の概要でありまして、さっき言ったように、鉄骨造の2階建て、建築面積が309.93平方メートル、坪にしますと93.8坪。延べ面積が477.42平方メートル、坪にしますと144.4坪になります。

下のほうに行きますと、配置図があります。高城コミュニティセンターということで、横で斜めの線が入っております。この場所が今回の建物の位置でございます。それで、高さ、地盤関係でありますけれども、右のほうに町道があります。そして、建物の位置、大体60センチメートルぐらい駐車場、地盤が高くなります。イメージ的には勤労青少年ホーム、あのぐらいのイメージをしていただければと思います。それで、その上に基礎をつくって建物を建てるという高さになります。

今回の建物につきましては、鉄骨であります。2階建てということで、コンクリート基礎にこれを24本ほど打ち込みます。基礎の長さ、筋の長さは19メートルほどあります。力関係で350ミリと500ミリ、これらを配置がえしながらくいを打つという基礎になります。

次のページをお開きください。

次のページにつきましては、1階の平面図になります。右下のほうから玄関を入りますと、ホールがあって、右のほうに管理棟があります。そして、その奥に防災の資材置き場、奥に

物置、多目的ホールと、こういうものが入ってございます。

次のページ、もう一枚めくっていただきます。

P-3というのがあります。これは2階になります。2階につきましては、玄関のほうから階段で上がっていただきまして、奥のほうに同じく備蓄倉庫、被害支援のためというということですので備蓄倉庫、それから多目的ホール、そして和室、和室のところに数字でプラス115という数字を入れてあります。これは多目的広場と和室の段差が11センチ5ミリメートル、このぐらい段差があります。ちょっと和室が高くなりますというものであります。

それから、左側のほうに、外づけの階段をつけております。2階から1階、1階から2階という形になります。

次のページ、4ページを見ていただきたいと思います。

これは、立面図であります。どういうふうに見えるかということです。上のほうがおのこの方向であります。まず、屋根につきましては、景観にひとつ配慮し、ということがありますので、瓦風のものをやっております。それから、外壁についても板目性のものを、ちょっとグレードを上げて景観に配慮という形になります。また、先ほど言いました外階段につきましては、階段だけではなく、この部分についても屋根、壁というふうに立体的にしております。

次にめくっていただきたいと思います。

資料であります。入札結果等であります。

今回は、公募に3社の方が申し込まれまして、入札の結果は下のほうの表にあります。まず、1番目の業者につきましては、最低額を下回っておりますので失格であります。2番目の業者につきましては、備考の適用に無効と記載とさせていただいている。これは、入札時に入札保証金、入札の保証額が提示に出ます。今回この業者については、その入札保証額以上で札を入れたと、入札をしたということになります。ちなみに、入札の保証額につきましては税込みで1億5,750万円、札は実際税抜きで入れてまいりましたのが1億7,650万円ということで、この取り扱いについては無効としております。この無効ということについて、きょう配付させていただいた次の資料で、松島町建設工事における入札保証に関する取扱要領、抜粋であります。一番下、番号で申し上げますと、4の(1)になります。入札参加者の入札保証金の金額等が実際の入札金額の100分の5以下なら、この場合は下に跳びますけどアンダーラインによって無効ですよということであります。なお、これらは抜粋で取扱要綱を記載しておりますけれども、これらについては全文につきましては議会にも掲示させていただ

ております例規集未掲載の告示訓令集に全文記載しております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第103号 物品売買契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第103号物品売買契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第103号物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回購入する松島町消防団第4分団消防小型動力ポンプ付積載車につきましては、平成12年3月に購入した第4分団配備の小型動力ポンプ付積載車が13年を経過しており、老朽化が著しく、有事の際、迅速かつ的確に対応するため、平成25年度石油貯蔵施設立地対策等交付金により更新を図るものであり、去る9月13日の入札に付し物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

購入内容につきましては、二輪駆動の小型動力ポンプ付積載車1台を購入するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第104号 平成25年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第104号平成25年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第104号平成25年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、9月2日に宮城海区漁業調整委員会委員の辞表が受理され欠員が生じたことに伴い、10月17日に補欠選挙を実施することから補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議員提案第11号 松島町議会委員会条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議員提案第11号松島町議会委員会条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） それでは、提出の理由を申し上げさせていただきます。

議員提案第11号松島町議会委員会条例の一部改正について、提出理由の説明を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、松島町議会議員の定数が次回の一般選挙より18名から14名になることに伴い、議会運営委員会の委員の定数を7名から1名削減し、6名に変更するため、条例の一部改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

日程第16 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第16、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして、質問を許します。質問者は登壇の上、質問願います。

それでは、9番尾口慶悦議員。

〔9番 尾口慶悦君 登壇〕

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。

1点だけでありますので、簡単に質問させていただきます。

松島町環境美化の促進に関する条例について、これを現実に即したものに改正をする考えがあるかどうかということをお伺いするわけであります。

町は平成22年、土地所有者が計画しておりました死亡した人の骨を散骨させるという話がありました。急遽、この条例を制定し、全部を改正して対応したと。そのためかどうかわかりませんが、土地所有者は散骨の事業を今のところやめている、こういうことだと思うわけですが、この環境美化の促進に関する条例、これの内容を見ていきますと、3条に町民の責務がありまして、そして5条に土地または建物の占有者等の責務があるわけです。これを見ますと、公園、広場等の3項に、公共側の管理者は当該公共の場所におけるごみの散乱を防止するために、散乱ごみの清掃を行うなど環境整備に必要な措置を講じなければなら

い、こういうことを書いています。そして、10条には、町長はこの条例の施行に必要な限度において、町長が指名する職員に、次に掲げる場所に立ち入りをさせて必要な調査をさせることができる。そして、立ち入りする職員は身分証明書を持って、携帯して、立ち入りをすると、こういうことを書いてあるわけでありませぬけれども、実際に、町長、こういうことをしたのかどうかです。条例は制定したんですよ。あなたがしたわけですから、そのした条例を実際に施行しているのかどうか。まず、それをお聞きしたいわけでありませぬ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 危機管理監より、答弁させませぬ。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 実際のところは、環境美化推進員導入の活動の一部としては行っておりますが、町職員が立ち入り検査をした等についてはございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 立ち入りだけじゃなしに、こういう条例をつくりながら、そういうものの対応をやられているのかどうか。私は、前につくられた条例を全部改正したわけでありませぬが、前に条例をつくったときに、こんな条例で本当にやれるのかということで職員の時分に反対した経過があります。ところが、いやいや、立派な町長だからやるだろう、職員、この担当課はやるだろうということで、役場の職員のとときには負けて条例を出したわけでありませぬが、その後一切何もしていないわけでありませぬ。今の条例を施行しながら、こいつをやるんだぞとやりながらしていない。こういう状況でありますから、これを実効性のあるものに直す必要があるのではないかと、こう思うわけでありませぬが、いかがなものでございませぬか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご指摘のように、この条例がなかなか具体的に機能していない部分があるということでありませぬれば、それは実効性のあるもの、効果のある、目に見えるような形のものにしていく必要があると思ひます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そこで、私はなぜこの実効性のない条例になってしまったのかということを考えているわけでありませぬが、特に町長は、「世界で最も美しい湾クラブ」に入るとか、松島海岸を中心にして、とにかくきれいな町をつかっていかなきゃいけないという強い意志だと私は思っているわけでありませぬ。ところが、こういう条例をつくりながら、何もしない。美し

い町にならないわけでしょ。だから、ここにも書いているわけでありますが、まず町の責務を明確にする必要があるのではないかと。町はどうしなきゃいけないんだと、どうしていくんだと、こういう町の責務を明確にする必要があるんだと思うんでありますが、これが全く抜けている。ただ、住民と事業所の責務だけ、そういうものになっているわけです。町の責務がないから、町の担当者も全然かかわりのないようにしようとしている。こういうことになってくるのではないかと思うわけで、この町の責務というのは、こういうことだと思うんですよ。いろんなことを環境美化促進に関する条例の中で書いているわけでありますが、そういうものを防止するために必要な施策を実施しなければならない、町はです。そうならないと、ただやれやと、あなたが悪いんだと、骨投げたのはあなたが悪いんだと、事業者にです。それから、その住民にもあなたが悪いんだと、罰則がないと、こういうことでありますから、いいものをつくっただけで何もしない、こういうことになるんだと問題がありますので、質問があれば町長が直すと、こういうわけでありますから、まず一つ、それを指摘しておきたいと思います。

それから、ここの条例の中でも、環境美化促進に関する条例の中にも、ポイ捨て、それから犬のふん、動物のふんの放置、こういうのがあるわけでありますが、今私は朝毎日1時間、ほとんど365日、何日かはしませんが、それ以外は毎日ウォーキングしているわけです。一番気になるのは犬のふんなんです。こういうものを放置して、そして犬のふんもだめなんだぞと、そう私は変えたんだと、条例でこう定めているんだと、こう言っても誰も役場の職員ですら見て見ないふりをしているんだと思うんです。そういうものも意識がなければならないのではないかと。

それから、町民の責務があって、事業者の責務がある。今、言ったように町の責務もあって、町はここにも条例の中に書いているわけでありますが、公園やみんなが集まる場所については清潔にしなければならないとこう書いているわけです。そうすると、町が管理するのは町の集会施設だの、その施設は建設課の管理なんだよと、こういうことになっているわけですし、そことの連携がうまくないと必ずしもうまく機能はしないのではないかと、そう思うわけです。

それから、町は一生懸命やるんだよというようなことであれば、観光地でありますから、ポイ捨て、たばこのポイ捨て、こういうものも松島はきれいにするためにこういうのをやるんだよと、皆さんも協力してくださいというような看板でも立てるとか、そういうものもこの条例の中に入れるべきなのではないかと。

それから、そういうことだけでなしに、環境美化推進員とか、公衆衛生組合があるわけですし、こういう人たちを有効活用したらいいのではないかと。1年に1回だとか、2回、その環境美化推進員の会議を持って、それをやっているわけですが、そういう人たちにも協力してもらいながら、やれるものではないかと。犬のふんなんかはもう条例の中に書いているわけがあります。私らも見受けているわけです。飼い犬を散歩させながら、入れ物を持ってふんの取り扱いするように持って歩いている。ところが、実際にしたのは拾っていかない人がいるわけですね。だから、私はあのときは、ほやほやって湯気が立っているんです。そういうことも現実にあると。笑い事じゃないわけです。前に、今度ではないわけですが、町長選挙のときに問題になりまして、町長になる候補者が犬のふんをまき散らしている、こういう話もあって、選挙民同士ですったもんだしたと、こういうことも聞いているわけでありまして、そういうことも含めますと、犬のふんやなんかについても、そういう方は毎日その辺を歩いて、毎日まき散らしているんだと思うんですよ。必ず1つぐらいはあるんですよ、1時間歩くうち。そうしますと、そういう人たちに、環境美化推進員とか衛生組合の役員にそういうことを徹底して通報してもらうような制度、こういうことができないのかなと。

町はごみゼロ運動をやっているわけですが、これも環境美化の一環でしょう。ところが、地域のほんの自分の周りだけで、本当にごみのあるところ、部落と部落の間になっているごみのあるところなんかは、全然していない。だから、そこまで町は積極的に地域の人たちをお願いするとか、そうして本当にごみゼロ運動を推進すると。こういうことになれば、実効性のあるものになるんだと思うんですが、今の町長になってからは、あるっていうようなことはわかりませんが、ごみゼロ運動のときもどなたも役場でも来ない。そして、私らはごみ拾いして集めていると、こういう状況が続いているわけですよ。だから、実効性のあるものにするには、そういうものまで入れてすべきなのではないかと。

特に、この前テレビで見まして、泉佐野市というところが犬のふんで困っていると。こういうことで、テレビを見たわけですが、そしてインターネットで飛びましたら、こういうものを、積極的にふん対策をやると。それで、飼い主から1,000円ずつ協力金みたいなものをもって、それをそういう人たちの対策の費用に充てていると、こういうことなんです。26年からは犬税も創設したり、法定外普通税であります、そして目的税でありますから、法定外普通税。その環境美化のためにそれを使うと、こういうこともかなり議論が全国的に、初めてなものですから議論があるようではありますが、そういう条例もつくろうと、こういうふうに行っているところもあるわけですね。

昔は家畜税というのがあったんです、県税で。綿羊とか豚、それから牛、馬、町の職員が県からの委任を受けまして、そして家畜の調査をしまして、家畜税を徴収した。私が役場の職員に入ったときは、まだ家畜税が残っていたんです。そして、衛生管理の徹底を図った、こういうことがあるわけでありますが、そういうものでもして、金がない、金がない、できないんだと、世界で最も美しい松島にしていくには、そういう対策が必要だと思っているわけです。

それで、きょうは質問したわけでありますが、全部が全部、私が申し上げたようなものが入るとは限りませんが、そういうものを入れて、松島町でも1,000頭近く犬もいるわけでしょう。そういうものの対策に充てるべきなのではないかと思ったり、環境美化の促進を図るための対策のために、本気になってやっていくんだとすれば、そういう対応を必要とするのではないかと、こう思いまして質問したわけでありますので、その対応をするかどうかです。全部するということではなくていいのでありますが、今申し上げたようなものの中から必要なものをもって、役場でも担当者がいるとすれば、担当者の身分証も実際ないと思いますよ。身分証を携帯して歩けるかなと思うんですが、身分証も持っていないと思うんです。だから、そういうものもつくって、役場の職員が一丸となってそういう対策に当たるという必要があると思うんでありますが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 犬のふんと、それからポイ捨て、また路上禁煙、その他です。この3つが結構大きい美化を損ねている要素だと思うんですが、そういったものについて、世界の松島として、これまで以上に具体の成果が出るようにいろいろ工夫しなくちゃいかんと思うんです。お話のようないろんな方法がありますので、そういったことを参考にさせていただきながら、よりよい効果が出るような方策というものを今から目指してやっていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ひとつ、そういう対応をしながら、本当に世界に誇れる松島にしたいとお願い申し上げて終わります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員の一般質問が終わりました。

次に、16番今野 章議員。

〔16番 今野 章君 登壇〕

○16番（金野 章君） 16番今野でございます。

3点ほどお伺いさせていただきます。

まず最初に、学童保育と児童館についてということでございます。このことにつきましては、今定例会で条例等の制定、廃止というものがあまして、母子健康センターは廃止をして、文化観光交流館の施設の一部として、小ホールとして活用するということが決まりました。その結果、一小学校区の学童保育は児童館ができるまでの間、この小ホールを利用しながら、児童館が完成すれば、そこで学童保育も行うと、こういうことではございません。

児童館事業そのものは、ゼロ歳から18歳までの施設であり、小中高生も利用できる施設であり、子供が自由に行って安全に遊べる場所である、いわゆる健全なたまり場ということになるかと思えます。一方、学童保育は小学校に入ってからの子供たちの放課後について、保育所と同じように親が働き続けられる保障として、また放課後の世話を必要とする子供たちへの施策として発展をしてきたと、そういう歴史的な経過がございます。児童が家に帰るかわりに帰ってくる、そういう場所であり、お母さんがわりの指導員のもとで宿題を行ったり、おやつを食べたり遊んだり、規則正しい生活をしながら、そういうしつけといいますか、ものを身につけるといふ場所になっていくということではないかと思っております。そういう意味では、児童館事業と学童保育事業は非常に似ているところもありますが、その目的はそれぞれ違ったものであまして、児童館で学童保育も一体的に二業行うということになれば、児童館としての施設内容とともに学童保育としての機能がきちんと組み込まれていなければならないと思うところでございます。

今回、この児童館で学童保育を行うということの中で、どのような考え方でこの児童館をイメージして建設をしようとしているのか。その辺についてお伺いをしたいと思っております。

また、児童館の建設委託事業、これの中で示されておりました児童館のイメージ図を見ますと、児童館としての機能がしっかりと位置づけられているのだろうか、あるいは学童保育としての機能がしっかりと位置づけられているのだろうか、大丈夫なのかなと、そんな思いも感じられますから、ぜひこの建設される児童館について、どういうふうにご検討されるのか、まず最初にお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この児童館、そしてその学童保育、福祉部門と、それから教育部門というものがうまくこう整合するように使われていく、使っていただくということが理想なわけですが、なかなか偏りもあるのかなというふうには考えております。

詳細について、担当課長から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 確かに、児童館の中で今度は留守家庭学級を、中で一緒に活動をしていくということで、一般的な児童館で見ますと、ほとんどこの形態が各市町村も今多くなってきております。

それで、我々あそこで児童館、中で留守家庭学級をするにいたしましては、まずは今の一小の留守家庭の子供たち、大体50人から60人の間が主に日中來ているということもあります。それを踏まえて、今ある旧母子センターの今の面積、あれが大体100平米になります、今活動している部分。それを基本的に、設計に出すときはイメージ図を出したんですが、それはイメージ図でありまして、今、設計屋と色々な話し合いをしまして、色々な形態を検討しているところでございます。ただ、その留守家庭の部屋につきましては、100平米は我々としては確保していきたいということで今進めていきたいなとは思っております。その中で、もちろん留守家庭があつて、今度は高校生まで使える児童館になります、確かに。その中では、もちろん活動の中では交流をしていきながら、さらに今まで使っていたよりもステップアップするような活動をしていければという考えを持って、今イメージをしております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） イメージ図、これですね。これを見ますと、玄関があつて、その脇に給湯室、授乳室、反対側に物置、トイレ、倉庫がある。そして、正面に事務室があつて、さらにその奥に図書室、遊戯室や児童クラブ室が2つあつて、乳児室と、こういう配置になって。当然、イメージ図ですからこのままだとは思っていないんですが、何々をここに組み込もうとしているのかと。設計屋のところにもう既に依頼をされているんだと思いますので、町として、やはりこの児童館をどういうふうに活用するのかということの考えがあつて、初めて設計屋もどういうふうに設計したらいいのかということになるわけですので、この中にどういうふうにものを組み入れていくのかということがきちんと明らかになっていくことが必要ではないかなと思うわけです。

一般的に、学童保育に必要な施設、設備ということでいろいろ調べてみますと、まず設備としては、生活室、この図面でいうと児童クラブ室という部分になるのかと思いますが、それから、プレイルームがなければいけませんよと。それから、静養室、事務室、トイレ、玄関、台所設備、手洗い場、足洗い場、温水シャワーの設備、物置、電気・給排水設備、冷暖房装

置、こういったものがずっとこう書いてあります。

厚生省が昭和23年でしたかね、示した児童館等の基準でいくと、こういうものがあればいいけれども、最低限これだけはあったほうがいいよという規定でやっているの、これが全てそろわなければならないということではないと思うんです、基準からいえば。しかし、できるだけこういう設備が整っているということが学童保育をするにしても、児童館としての機能を果たす上でも、非常に大事なことになるのではないかなと思うんです。

この図面を見ると、例えば静養室がないんですね。学童保育だと静養室、休養室というか、体調がちょっと悪いなというときに体を休めたりする場所がない。そういう子供たち、ただ単に病気というだけではなくて、心の問題も含めていろいろ持って通ってくる子もいるわけですから、そういう子供たちが静養しながら、またそういう話を聞いてあげる相談室、そういうものも必要になるのかなということもあるわけです。ですから、今、設計業者に出しているというお話なんですけれども、こういうものがどこまで考えられて組み込まれていっているのかなと。もしあれば、その辺をお聞きしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この児童館とぶつかって入っての、その運営形態というふうなイメージ、福祉課といたしましては、今の福祉センターにある子育て支援センター、あれは所管が福祉班で、あちらで施設をお借りしながら今子育て支援のいろんな相談業務を行っているという体制になります。それをこの児童館ができましたら、ここにその子育て支援の機能をこちらに持ってきたいと思えます。そうすれば、先ほど言ったいろんな心の病を抱えている子供たちとか、そういった乳幼児を抱えているお母さんなど、相談しやすいような場所に、今度はそういう体制ができるなということで、そこは期待している部分でございます。

そして、施設そのものです。大体は基準というか、もちろん児童館の厚労省で示された基準のとおりにはつくるわけですが、静養室の今、静養室というか、もちろん児童館に来館される方、そして留守家庭に入っている児童の方々においても、医務室、そう大きくはないんですが、そういった医務室的なものは用意していきたいなという考えを持っておりまして、全て施設の設定、シャワー室まではないんですが、そういったところで、我々としては初めてこの児童館を建設するわけですから、それにふさわしいかなというあれでは考えてはおりません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） なかなか場所もそんなに広いところではないところで、小型の児童館を

つくると、こういうことなので、何から何まで入れろというのは確かに無理なんだろうなどは思っているんです。ただ、やっぱり最低限ここまでは必要なんじゃないかというものもあると思うんです。このイメージ図だけを見ていると、今お話ししたように静養室がないと、こういうことがありますよね。

それから、児童館として考えたときに、遊戯室は誰でも、例えばその児童館で一体どんなプログラムで子供たちを遊ばせるのかということ考えたときに、この中身だけで本当に大丈夫なんだろうかというのものもあるんです。例えば給湯室、4.96平米になっています、ここは。4.96平米ということは、三畳ぐらいですか、畳の枚数にして。そんな程度のところになるわけです。本当に給湯だけですよね。ですから、これになると、調理もできないとか、そういうことになってくるかなど。例えば、子供たちが留守のときに、そういうことも含めて考えるということが私は大事なんじゃないかと思うんです。

私たちは第2常任委員会で、隣の利府町の立派な児童館、西部児童館でしたか、見させていただきましたけれども、はるかに立派なものなので、我が町であそこまでっていうのはなかなか難しいとは思いますが、やはり建てるときに地域の皆さん方、そういう子供さんを持ったお母さん方含めて、いろいろとどんな児童館がいいのかということをお話し合っ、そして児童館の建設にも当たったんだと、こういうお話も聞いてきました。

残念ながら、我が町はその点で、実際に利用される皆さん方の声がこの施設に反映されたんだろうかという、やっぱり疑問が残らざるを得ないんです。ですから、既に設計業務に出しているわけですから、今からというのはなかなか難しいのかもしれませんが、そういう、何ていうんですか、どういう児童館運営をするのかということも含めて、そういう親御さんやなんかも含めて、あるいは中学生やなんかの声なども聞いてみるということもまた必要だったのではないかと思うんですが、この辺についてはいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 最初、児童館の建設については、勤労青少年ホーム、あそこを一部改修してということだったんですけれども、第2常任委員会の意見も踏まえて、単独でやりましょうということで、徐々に形態がよくなってきたということが流れの中ではあるわけです。

それで、実際そのイメージ図はある程度こういうルームが、事務室も含めてそういうルームが必要だよということで、発注というか、コンサルに頼んだと。そして、プロポーザルで審査をして優秀な業者に、その中で点数が一番高いところに発注をしたということで、今現在は町長を含めて福祉と教育委員会と内部で話しして、あと、コンサルが今後入ると思うん

ですけれども、私たち行政のほうでもこういうイメージがいいのではないかとということで、実際確定ではないんですけれども、箱型ではなくてL字になるのかなというのが、今の状態です。ですから、そのイメージとはまるっきり違った形態にはなりません。

ただ、利府町とか別なところみたいに、児童館というその形態の立派なところにはなるかどうかというのはあれですけれども、シャワールームは別にして最低限のルームとはそういうのは必要であるということで、当初計画よりも若干予算がふえてきているということは事実です。ただ、来年度になるべくだったら、補助とかいろんな財源ももらって発注したいということはありません。今、児童館にある子育て利用施設、保健福祉センターで開設しました、そこの保護者とか、児童館と放課後児童学級、母子センターで利用している方々とか含めて意見も聞きながら、なるべく途中で議会に全員協議会という形で説明をしたい。それで、来年度の予算の中で建築を進めたいという流れでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。余り大きい建物にはならないと思うので、ただ本当に、建ててあげればいいんでしょうということじゃなくて、ぜひ中身をしっかり考えていただい
てつくっていただきたいと思いましたので、こういう質問もさせていただいているわけなんです。ぜひ、内容については期待をしていきたいと思います。

それで、この学童保育につきましては、今度の子ども・子育て支援法の関係で、学童保育を市町村事業にこう位置づけをしますよということに変わったわけです。それに伴いまして、児童福祉法の改定も行われて、対象児童、今までは小学校1年生から3年生までということだったのが、6年生まで引き上げられている、こういうことになるわけです。

こういうふうに学童保育の基準が定められていくということになりますので、本町においては第一小学区、母子センターでは、24年度決算で見ますと、大体平均して1日29人ぐらい、子供さんたちが参加をしているのかなと。全体登録数で51人ということになっているわけなんです、これは1年生から3年生。こういう状態ですので、ほぼこの人数が倍になるわけです、たぶん、6年生までということになりますと。そうすると、先ほどの面積要件で100平米は最低確保したいというお話だったんですけれども、100平米で50人ですから、1人頭大体2平米です。大体、保育所の基準、子供が大体5、6歳になると1人頭大体1.98平米ぐらいはとりなさいよと、こういう基準ですから、そこからいくと1人当たりちょうど50人で100平米というのは基準に見合ったものになっていくのかなという気がするんですが、今度6年生までということになると倍になります。全部の子供さんが一遍に来るわけではないので、何

とかクリアできるかもしれないということも考えておられるのかもしれないけれども、全体としては手狭なものにこのままの計画だとなるのかなという気がするんですが、その辺についてどう考えているのか。

そして、今回のこの子ども・子育て支援法を受けて、松島町の学童保育がどんなふうになっていくのかといたるところについて、お考えを示していただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 一小的場合を考えますと、今おっしゃるとおりで、現在大体30人ぐらい平均的に来ておまして、これから6年生までももちろんこれは拡大することで、そのニーズがあれば受け入れるということになります。これについては、全体的なアンケートをこれからとるんですが、今現在留守家庭に通っている保護者の皆様をまず対象にして、この4年生から6年生の人数を聞いてみようかなと私は思っています。

それで、先ほど100平米と申しましたのは、ある程度それを見越したつもりで私は考えております。それで、基準といたしましては、この留守家庭の平米は1.65平米当たり1人なんです。そうすると、100平米ですと、60、59なんです、大体60人がその100平米の中では受け入れ態勢ができるということになります。その辺のことで、その100平米が最低限かなと私はそう思っております。

それで、実際、活動になりますと、もちろん午後からが主に使われますので、午前中は子育てのほうでそこを主に使っていただいて、主というかももちろん相談とかそういった業務は午前中の事業とかそういったものでしていきます、主に午後から留守家庭の事業が主になると思うので、もちろんその遊戯室も自由に使っていただけますし、園庭がこの囲いの中で確保される。隣にはグラウンドもあると、隣にはB&Gもあると。そういった施設を活用しながらそういった活動の事業の展開はしていきたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうですね。近くに文化観光交流館もあるし、B&Gもあるし、グラウンドもあるしということで、そういう意味では児童館の中だけの活用ということではなくて、周辺の施設活用も考えてやっていけるという強みはあるのかなとは思っております。

ただ、この今60人で100平米かなと、正確に言うと大体120平米になるんだよね。だから、そういう意味では若干手狭だなと。これから人口がふえるのか減るのかということで考えれば、今出生人数が70人ぐらいですか、だんだん減ってきていますから、これ以上ふえることはもしかするとないかなという思いもありますけれども、ただ全体としては、夫婦共働きになら

ざるを得ない経済状況に今なってきているわけです。特に、若い人などはそういう状況にどんどんなっていくますから、子供は減るけれども、やっぱりそういうものがあれば預けたいというのがむしろ数としてはふえるんじゃないかということも、私は考えていかなければならないのではないかと思うんです。そういう点で、この施設の内容でやっぱり大丈夫なのかな、こう思うんです。ぜひ、その辺も含めて、親御さんの意見もこれからアンケートなどもってお聞きするということですので、施設の中身をもう1回吟味していただいて、やっぱりこれから10年どころか、20年、30年、この施設は使うわけですよ。耐用年数が何ぼになるかわかりませんが、30年ぐらいは多分使うわけですから、そういう年数にやっぱり耐え得る利用ができるように、ぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 設計そのものはまだ全然固まっていないのと同じ形なので、そういうのも踏まえて、あと親御さんとか皆さんの意見も聞きながら、ただ100平米が120平米になるのは、多分お金だけの問題になるのかということもありますけれども、ただ当初の計画からだんだん、最初に言いましたけれども、比べていいものを当然つくりたいというのは、町長の意志もありますから、どうせつくるんだったらいいものをということで、言われたとおり10年、20年使うということもあるので、そういうのも踏まえて設計者に話をしたいと。途中で、先ほど言いました議会の皆さんの意見も踏まえて、あと当然変更できますから、固まる前に皆さんの意見も踏まえて、いろんな意見を踏まえて進みたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 私もいろんなものをつくるときに、大体設計が固まってきてから図面を見せられて、それからいろいろ申し上げてできるかなと。中央公民館のトイレなども申し上げて、ぎりぎりとやってもらったみたいなどころがありますけれども、そんなふうにならないように今回は早く言わないとだめだなと思って、きょうは質問させていただいているわけです。ぜひ、そういう点では、よく考慮していただきながら、やっていただきたい。

利府の西部の児童館に行ったときは、物置も必要なんですけども、洗濯場と、やっぱり室内の洗濯物が乾かせるようなところがあったら非常に便利だったと、こんな話もしていました。いろいろ聞いてみると、ああそうなんだと、何もかにもというわけにはいきませんが、そういったことも考慮していただきながら、いいものをつくっていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員の一般質問中ではございますけれども、ここで休憩に入りたい

と思います。再開を13時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を再開いたします。

16番今野 章議員の一般質問を続けます。今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、2問目の水害対策はどこまで進んでいるのかということで質問をさせていただきたいと思います。

先月、8月27日でしたでしょうか、朝方に大変な雨が降りました。私は朝早いので本当に短時間です、雨が強かった時間帯10分から15分ぐらいですか、そういう物すごい雨が降ったんですけれども、そういう短時間だったんですが、例えば白萩の新聞会館というんですか、あそこのあたりなどはもう冠水して、側溝のふたのすき間から水がこう噴き上げていると、そういう状況になっていました。ですから、その他のところでも冠水しやすい場所というのはあって、ああいう短時間のゲリラ豪雨でも道路が冠水するというのはあちこちであったのではないかなと思っているわけです。

さらに、この間の日曜日、9月15日には台風の18号ですか、これが愛知県のあたりから上陸をして、ちょうど松島の上空を多分通過していくという形で、松島の上空を台風が駆け抜けていったといったほうがいいんですかね、そのおかげで多少救われたのかなという感じだったと思うわけです。とにかく、例年そうなんでありまして、ことしはもう山形、秋田、岩手、こういったところでも大変なゲリラ豪雨ということで、あちこちで水害被害が発生すると、こういうことになっているわけでありまして、まさにこう一昨年 of 台風の災害、そういうものを想起せざるを得ないと。そういう点では、最近のゲリラ豪雨に対しては住民の心配が絶えないというのが今の状況ではないかと思っています。

昔から、国を治めるということについては、まず治山治水だと、こういうふうに言われているわけでありまして、この治水というものがいかに大事であるかということの中身だろうと思うわけでありまして。この水害の問題につきましては、昨年 of 12月にも高城川の堤防かさ上げ、これはどんなふうになっているのかと、あるいは町内の雨水排水の対策というのはどんなふうになっているのかということで一般質問をさせていただいたわけでございます。そのときのご答弁といたしましては、大体現在、雨水計画の見直しをし、地盤沈下対策、それから高城川堤防改修をセットに水対策を考えていくんだと。そして、高城大橋までは国交省の

交付金事業、復興枠で費用が確保されて、改修は25年度から工事着手をして、27年度完成ということで県から聞いているんだというような答弁だったわけでありませう。

本当に27年度に完成するのかなという思いもあるわけでありませうが、現在この高城川の河川の堤防の改修工事、築造工事っていったらいいのか、この進捗状況というのはどの程度もう進んでいるのかなということもお聞きをしたいということと、あわせて町内の雨水排水の対策、水対策の全体像が見えてきているのかどうかということについて、お聞きをしたいと思われうわけでございますので、まず全体として、高城川の堤防かさ上げ等の進捗状況、それから水対策を全体として進めるということでございましたので、それらの全体像についてお伺いをしてしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ことしの気象は異常だったということで、NHKでも言うておりましたが、私テレビ見ましたが、世界的に異常な状況、それは海水温の変化によるものだという話でして、詳しくはわからなかったんですけども、全体的に北半球でおかしかったなと思われいます。これは、海水温の話なものですから、地球温暖化と言われてはいますけれども、確かに海水温が上がっているという現象が事実としてあるようでございますので、そういった点からは、これから、何かそういう異常気象的なところもしばらく続く可能性があるなと思われいるところでございます。

しからは、松島の水対策がどうなかのかということでございますけれども、前にもお答えさせさせていただいたわけですが、高城川の堤防工事につきましては、県でも27年度までかかると言うておまして、現実問題なかなかそこも業者の問題とか、あと松島湾の漁業のところの絡みとかもありますので、わからないことがあるといえはあるんですけども、県としてそういうふうにな金もつけて頑張るといことなので、私どもとしてはそういうことでもやっていただきたいなと思われいるところでございます。

詳細につきまして、担当課長からお答えさせていただきたいと思われいます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、わたしのほうから高城川の堤防改修につきましてということでも、ご回答させていただきます。

高城川の堤防に関しては、もちろんご存じのとおり仙台土木事務所が管轄しているということでもございまして、改めまして確認をさせていただきまして、河口部から松島橋まで、これはもう既に災害復旧事業として発注が終わっているということでも、これも27年度までの完成

を目指すということで進めているということでございます。橋本店が受注されておりますので、今後着工に向けて進んでいくという運びになっているということでございます。

それから、松島橋から高城大橋まで、これは社会資本整備総合交付金枠の復興枠という事業の中で予算が確保されるという見通しでございます。数十億円かかるということでございまして、それらも基本的には予算がもらえると聞いています。それで、もうちょっと進めまして、どうなのかということでお話を聞きましたら、基本的には25、26年度で矢板護岸、役場前の道を矢板が入っていますけれども、町からもまず矢板を全部打ってくれという話をしています、その方向で25、26年で全部の護岸の分、矢板を打っていただきたいということで進めたいと。それで、あと27年度については、その上部工はパラペットになりますけれども、コンクリートで擁壁をつくっていくという考えではいるということで、それで進みたいということで協議をしております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。それで、高城川の河口から松島橋までの工事、工事事務所のホームページを見ると、これが載っています。ですから、T P 3.3メートルで、何といたしましたっけ、工法、何とかという工法で、いわゆる用地買収を余りしなくてもいい形でやるのがそういう工事手法らしいんですけども、そういうもので高城大橋、あそこまでやっていきたいというのが全体としての考えかなと思って見ておりました。

それで、平成20年度の11月に宮城県がこの事業評価をしているんです。高城川の事業評価、昭和57年度事業着手で、再評価が平成10年、15年、それから平成20年が最後でこの事業評価をやっているんですよ。全体で1,920メートルぐらいでしたかね、この全体の距離を再評価して、全体事業費が53.8億円だと、平成20年で、そのぐらいの経費がかかるんだと言っております。今、資材等が若干高騰してきているということなので、もうちょっとかかるかとは思いますが、そういう内容です。これを読んでいくと、その当時で高城大橋まで何年かかってやるのかということも書いてあります。平成50年までかけてやるという計画になっています。これは震災が来たおかげで平成27年度まで何とかやろうということで言っているわけですが、これで見ちゃうと本当に今までは何というか……平成50年までですよ、これ。だから、今回震災で社会資本総合整備事業ですか、これで事業をやるにしても本当にこの短期間のうちに終わるんだろうかと、そういう疑問を私は持ってこの内容を見させていただいたんですよ。その辺、本当に県としてどうなのかというところをだめ押しで聞いたりは

していますか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まだ、金額が今回、復興枠で今年度分については、県議会もあるので、その辺の予算計上というか、提案しなければならない部分もありましたので、約30億円ぐらいつく予定というふうに聞いていますので、全体事業費の中では50億円という、この高城松島橋から高城大橋までという形になりますので、その中で事業確保なり、事業予算を確保するという事ですので、ある程度27年度に近づいていくだろうなと考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） その今年度30億円というのは、いわゆる復旧事業のほうなのか、そこを明確にして。復旧事業だと松島橋までだよ、ということになるんですが、それ以降も含めてなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 復旧事業についてはもう発注して、10億円ちょっと以内でとっていますので、それはそれで、残りの分が50億円ということになります。それは松島橋のところから高城大橋までという中でやっていくと。この中では、ことし30億円という予算がつく予定だということですので進んでいきますので、矢板を確保してやっていくということが可能だろうなと考えています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、全体として早い時点で高城大橋のところまで矢板打ちが進んでいくと、少なくとも、ということだと思います。

それで、次に移りますけれども、雨水排水、水対策ということであれば、松島町の水対策ということになってくるかと思えます。先ほどからお話ありますように、ゲリラ豪雨ということで、異常気象ということも手伝って大変な雨が短時間で降るということで、そういうものにやはり対応できるような、そういう努力もしていかなければならないのではないかと思います。

12月にもそれぞれ排水区、どういう対応をするのかということでお聞きをしております。その際は、特にそれぞれの排水区のエリア、エリア面積といわゆるエリアに対する排水能力、ここに大きな差があるところもあると、そういうところについてどういう対応をするのかということも必要なのではないかということでお話をさせていただきました。

あれからもう半年以上、1年近くたつということになるわけですが、例えば小石浜排

水区、このところでいいますと、流域面積が61.9ヘクタール、それに対して排水区域の見ている面積は4.5ヘクタールということで、流域と排水の関係でいくとわずか7.3%分しか見えていないと、こういうことになるわけです。ポンプ、あそこには水中ポンプ350ミリ、2台が据えつけられているわけですが、残念ながら一昨年9月に浸水をして床上浸水が発生をするということになってしまったわけですので、まずこの排水区を初め、松島区ではこの霞ヶ浦排水区、浪打浜第1排水区、第2排水区、町内排水区、それから五大堂排水区と言われる自然排水の箇所がございます。そのほかに、普賢堂雨水ポンプ場、蛇ヶ崎雨水ポンプ場、小梨屋雨水ポンプ場ということでこれまでありました。さらに、この震災の中でだと思いますが、道珍浜に設置ポンプ100ミリ、1台をつけている。こういうことになっているわけですが、それぞれの排水区について、どういう今後対応がされるのかということについて、まず松島区からお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、お答えを申し上げます。松島区浪打浜、町内、五大堂につきましては、排水環境の築造とポンプ場の新たな設置といった形でやっていきたいと考えております。

それから、小石浜地区につきましては、放流渠をつけまして45号線を抜いた形で海に放流したいという計画で現在進めてございます。

それから、普賢堂につきましては、国道45号線の道路内に雨水管を設置しまして、整備をしていきたい。さらに逆勾配の水路があるものですので、それを直していくということと、あと普賢堂ポンプはちょっと能力が不足していますので、この解消を図りたいという計画でございます。

それからあと、蛇ヶ崎地区につきましては、雨水路の改修を、土側溝とって、土の部分がありますもので、あそこの改修を図っていきたいと考えてございます。

それからあと、小梨屋につきましては、500ミリの水中ポンプ2台をつけまして、現在より約10倍くらいの能力を持たせた施設をつくりたいと考えてございます。

それからあと、西柳地区でございますが、西柳地区は新たな……（「そこまで聞いていないんだ」の声あり）そういう計画でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それでは、小石浜はそうすると、現在のポンプ排水で放流しているのは別系統で放流の排水渠、放流渠をつくるということなのかどうかということと、現在、小

石浜沢川の堤防にトンパツクの土のうがずっとなっているわけですが、あの辺のかさ上げ工事というのはどんなふうになるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 小石浜に関しては45号線を抜くというのが新たな計画として、復興交付金事業でやりたいと考えておりました。これも県と協議を今積極的にやっているというところでございます。

それから、あと小石浜沢のトンパツクでございしますが、これは建設課のほうにお願いしまして、かさ上げ工事をしたいという計画ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 建設課にお願いするというのは、町でやるんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 町でやるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうすると、トンパツクと同じ高さになるんですか。どのぐらいのものになるのかも教えてください、堤防の高さとして。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） その部分につきましては設計中でございまして、正確な高さはまだ出てこないんです。間違いなく高くなるだろうということでございます。1メートルぐらいならあるのではないかという予想はしているんですけども、その設計算結果とか、詳細設計、今きちっとまだ出てきませんので、まだ答弁は控えさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） もう1本、45号線の下を抜いて放流渠をつくっていくということでは大きく前進する面もあるのかなと思うんですが、いかんせん、この小石浜地区の流域面積というのは非常に大きいわけです。そこから、わずかな河川でその水を排水しなければならぬと、そういう地域なものですから、そういったものも十分に勘案をして堤防の高さなども考えていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

特に、ポンプの能力アップはしないのかどうかということはどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 現在、調査中でございますので、どれだけポンプ能力が必要かというのを現在調査中ということ、まだ結論は来ていません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。それから、蛇ヶ崎の雨水ポンプ場関連、蛇ヶ崎排水区がありますが、ここも流域面積が非常に大きくて、排水区域として見ている面積が90ヘクタールに対して25.5ヘクタールだと。こういうことで、約3分の1弱という能力になるわけですが、ここは土側溝の改修をするというんですが、これは土側溝の改修というのは道路のかさ上げをすると、こういうことなのかどうか。その辺はどうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 蛇ヶ崎につきましても、現在設計中というか、計画中でございまして、蛇ヶ崎については排水域の見直しをかけまして、小梨屋のほうにちょっと排水溝を分界すると、分ける。一部小梨屋のほうに雨を流してやりましょうという計画で今進めているというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 小梨屋の雨水ポンプ場、蛇ヶ崎の雨水ポンプ場、いずれにしてもあの辺は間坂の団地に入っていくところを含めて、非常に道路が冠水しやすい場所になっているんです。そして、あの松島駅のほうに水が流れ込んでいくと、大体こんな形に私はなっているのではないかなと思いますので、この道路のかさ上げなども本来必要なのではないかと。そうでないと、この土側溝の改修という意味がないのではないかという気がするんですが、そういう考えがないんですか。道路のかさ上げをすることによって、初めて排水路の断面の確保ができるということになるのではないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 実は、今、流域の水量とかについて計算中でございまして、計算中随分長いんじゃないのとお思いかもしれませんが、内部的なお話をさせていただきますと、都市下水道、それから河川、そこのちょっと綱引きがありまして、都市下水道ということになると、市街地の面積から雨水を計算すると、河川ということであれば……ご存じですね。というようなわけで、一旦ある程度都市下水道的な計算していることもありまして、それはまずかろうということで、差し戻しを今かけておりまして、その中で、蛇ヶ崎については、土側溝というと、水路の改修になりますけれども、今でも水草等が生えておりまして、水路の流路を阻害している面がありますので、最低でもあそこの、例えばコンクリート造的な水路にすれば、放水の断面も大きくなりますし、また場合によっては貯水という機能を持ったもので、その辺をイメージしております。正確に流水量を計算しまして、100立米で見ると、80

で見るのかありますが、それによって、例えばかさ上げが必要であれば、あわせてその道路も必要であればそちらのほうについても考えていかなければならないですが、ここでは、実は震災で地盤沈下した影響でということ、国費を投入しているんですが、そこから先になりますと、町単独費という話になってきますので、費用の面も見合わせながら計算なり、検討していくということになりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。全体として、河川なのか、都市下水道なのかと、これはしかし、雨はそんなこと関係なく降るわけでございますので、ぜひそういうことを踏まえた見直しをと。されているということだとは思いますが、よろしく願いをしておきたいと思えます。

それでは、高城排水区のほうに行きますけれども、こちらはどうなんでしょうか。迎山排水ポンプ場です。最近、宅造されまして、今まで田んぼだったところも埋められてきているという状況がありますから、一層この出水速度というのは早くなっていると見られるわけでありまして、そういう点でポンプの能力が大丈夫なんだろうかと、こういうこともございます。

それから、宇町排水区、いわゆる西柳排水区等を含んだ宇町排水区、ここには自然排水管が7カ所あると言われているわけでありまして、ここに対する手当ては平成24年度に82口径のポンプを1台、設置を1回まずしていると。そして、雨が降った際には仮設のポンプを設置するということも含めて対応が今されているわけでありまして、こういったものについて、その側溝の改修も含めて、この地域は雨水対策が必要なのではないかと私は思っているんですが、その辺についてどうなのかということなんです。

それから、新町ポンプ場と高城雨水ポンプ場です。これは、従来は高城雨水ポンプ場に白萩から華園、あるいは割波、あちらの方面のものを全部高城雨水ポンプ場のほうに流していたわけですがけれども、これでは高城雨水ポンプ場の能力が足りないということで新町ポンプ場をつくって、分流させて排水を今行っているというふうになっているわけでありまして、最近の豪雨の中ではそれでもこの高城排水ポンプ場などの能力は不足しているのではないかと見られるわけでありまして、この辺についての対応はどうなっているのか。

それから、高城宇浜排水区、ここには自然排水区として5カ所あるわけでありまして、これらの対応についてどうなのかということをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） それでは答弁を求めます。櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 迎山、西柳、宇町に関しましては、新町雨水ポンプ場に新たな

環境を築造いたしまして、そこで新町ポンプ場に吐きかえという計画を現在しておるところでございます。

それからあと、高城雨水ポンプ場の能力が足りないということでございますが、今回の復興交付金ではそこは触れない部分がありまして、それがどうなのかということも計画の中に一応入れてはございます。それからあと、宇浜排水区につきましては、ちょうど計画しております。ちょうど、パレス松洲のあたりにポンプ場をつくって、あそこで海に吐き出したいという計画を現在しているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 西柳とか、それから高城駅の踏切を渡って間もなくのところとか、ちょっと雨が降ると道路冠水がそこら辺から始まってくるんですよ。ですから、質問の中にも書いておきましたけれども、冠水する場所をしっかりとまずつかむと。ちょっとした雨でも冠水する場所がどこなのかということをしかりつかむと。そして、それに対応する側溝の断面を確保していくということがないと、どんどん、どんどん冠水していく。そして、その断面を確保して都市下水道に水が流れ込んでいけば、ポンプの能力が足りなく当然なっていくと、こういう感じになるわけですから、その辺の全体の見直しも含めて考えていかないと、これからのゲリラ豪雨というものについては、なかなか対応していけないのかなと私は思っていますので、その辺どうなんでしょうか。実際担当部署として、道路冠水がしやすい場所とかいうものをきちんと把握しているのかどうか。そして、それらに対する今後の対応ということについて考えているのかも、その辺だけお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 道路の冠水箇所ということで、もうご存じというふうに考えておりますけれども、海岸であれば小石浜、それから大松さんのところの白帆さんのところとか、観光協会前、普賢堂地区、松島駅前、碓田、それから蛇ヶ崎と、たくさんと言ったら失礼なんですけれども、たくさんございます。それから、磯崎につきましても、長田、それから磯崎公会堂前のところですか、この間の雨で先ほど新聞会館の前という部分もありましたけれども、そのほかに待井の水路の部分でも、苦情が来まして対応しておりました。あとは、高城については、西柳地区ということで、あと一の坊の前の松島病院の前もあそこも上がるということでございます。それから、手樽については、柿ノ浦とか梅ヶ沢、これらもこの間の雨で呼び出しがありまして対応しているというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それで、そこはつかんでいますと。だから、そこに対して側溝の断面の確保をしていかないと、いってみれば流れないから詰まるわけですよ。地盤沈下して勾配がとれていないのか、断面がなくてたまるのかというのはありますけれども、その辺の改良という問題を、どういう対応をしようと考えているのかということもあれば、教えてください。

○議長（櫻井公一君） 若干、お待ちください。櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 今回の調査の中で、どれだけの断面が必要なのか、水がどれだけ来るのかということ、調査させておりました、現在検討中ということです。それに伴ったポンプ場の能力が前後しますので、ポンプもどれだけ必要なのかということも当然出てきますので、そういうことになります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 今やっている段階だと、こういうことですので、わかりました。あと、磯崎もあります。多分同じような回答になるかと思っておりますので、これ以上聞くのはやめようかなと思います。ぜひ、今お話したような方向で対応をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、本郷地区、帰命院地区もありますし、それから愛宕地区、初原、こういったところも大雨が降れば冠水をするということは皆さんがご承知のところでございまして、土木事務所でも高城川が氾濫したらどうなるのかということをやちゃんと図面につくってありますね。この間も12月もこれ出しましたかね。大体これでいくと、愛宕駅周辺からずっと洪水が始まって、明神から紫神社の前、あの辺まで大体水につかるよと、そしてこの高城の町全体がこの水につかっていきますよという、ちゃんとこういう地図もつくってあるわけです。ですから、これを起こさないために、かさ上げももちろんなくちゃいけませんし、雨が降ったときにはそれに対応できるような排水能力、これを確保していくということが大事になっていくかと思っておりますので、ぜひよく検討して、やっぱり町民の皆さん、毎回毎回そんな100ミリ降ったって対応できるもんじゃないでしょうと言われるけれども、一旦降って被害が及べば住民の皆さんのやっぱり財産が、一生懸命築いてきた財産が失われていくわけですよ。それは1年や2年でやっぱり取り返せるものではないわけですから、そういう点では本気になってぜひ取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それで、今回のこの高城川の堤防も含めて、水の排水計画といいますか、洪水計画といいますか、これはゲリラ豪雨ということをや改めて意識したものとして考えてやっているのかどう

かということがまた大事な問題ではないかなと思っているんです。現状では多分、これまでの48ミリとか、何ミリとかっていう対応だという考え方になっているかとは思いますが、今はそういう時代でなくなってきつつあるわけです。たしか、建設省、国土交通省ですか、これもやっぱりゲリラ豪雨のようなものもきちんと考慮に入れた河川改修なりなんなりを考えなければいけないのではないかということ、何かこの間新聞かテレビで見たような気もするんですが、改めてこの高城川についても、我が町のこの雨水排水の対策についても、そういうものを意識した計画として考えていく必要があるのではないかと思うんですが、その辺についてのお答えをお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 災害につきましては、ご存じのとおり、ゲリラ豪雨ということにつきましては、検討はしていないということでございます。時間雨量これまで、約50ミリ、56ミリということでやっておりますので、高城川自体、全体のエリアが約29.8平方キロメートル、そのくらいか半分近くの面積を占めていますので、ゲリラ豪雨というのはスポット的に降りますので、それらを包含するという形ですので、考えてはいないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。県管理の高城川はいいと。松島町の側溝だとか、そういうものはどういう対応で考えているのかというのは、その辺はどうですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 理想的な話でいえば、ゲリラ豪雨で時間100ミリにも対応できるようなものであればいいわけですが、なかなか全体にわたってそれをやるとなると、相当コストもかかりますし、これは私が先日、気象庁か、国土交通省か何かの話を聞いたんですが、やっぱり国としても全体にわたってゲリラ豪雨の対応というのはなかなか難しいという話でした。ですから、私どもの対策としては、先ほどの申し上げましたように、水がよく出る地域、地点というのを把握しておりますので、それに対する手当てといたしますか、今足りないところをしっかりとやっていくということで、まずは対応していきたいと。それと、ゲリラ豪雨でございますので、ある程度町内的にスポット的にわっと降るようなケースも考えられますので、そうなったときにこういう危ない地域がオーバーフローして床上とかというふうにならないような措置をやっていく。それで、日常的な小まめ作業としては、側溝の泥上げとか、またあとは詰まりをまめに直していくと、こういったことで正していきたいなと思っております。

ます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 側溝などについては、余り時間雨量幾らなんていうことを細かく計算してやっていくというわけでは、私多分ないところも多いのではないかなと思うんです。そういう点では、もう一度この側溝というものについてもぜひ見直しを図っていただきながら、少しでも冠水したりなんだりしないような方向に持って行ってもらうということも、ぜひ考えていただきたいとお願いをしておきたいと思います。全体としてまだまだ検討中だということお話しのかなということでお話を伺ったような気がします。ぜひ、最初にもお話を申しあげましたけれども、やっぱり国を治めるというのは治山治水だという立場で頑張っていただいて、そういう意味でも住民の期待に応える対策が講じられるようにしていただくことをお願いしておきたいと思います。

その次に移りたいと思います。3問目は医療や介護はどうなるのかということで質問をさせていただくことにしております。やはり難しい、何度も何度も繰り返した質問はしないようにしたいと思います。町長の見解を伺いたいということでございます。

まず、国は社会保障制度改革国民会議からのこの報告を受けまして、8月21日改革の道筋を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定したところであります。これが、開会される国会に提案されるということになれば、このプログラム法案に基づいて、この社会保障のさまざまな改悪、これがこの法案で定められた時期、時期に沿って改悪が進められていくということになるのだと思っております。

この骨子の具体的内容といたしましては、まず、医療分野では、74歳の窓口負担が倍化をすると、1割から2割になる。これは今まで1割に据え置いてきたという側面もありますけれども、現実の問題として1割から2割への負担増になる。それから、入院時の給食の患者負担の引き上げと、それから紹介状のない大病院の受診に定額負担を導入するとか、保険料アップにつながっていく国民健康保険の運営、これを市町村から都道府県単位へと移管をさせようというようなことがございます。

それから、介護分野では、要介護1、2を介護保険の給付から除外をして、一定収入以上の所得者の負担を引き上げることが考えられております。このことにつきましては、けさだったか、最近の新聞でも書いてありました、そういうものがあります。そして、施設の入所者の居住費、食費をこれまで軽減する補足給付の対象、これを縮小していく。それから、特養ホームからの軽度者の締め出し、これをやる。特養ホームに入れる人はもう要介護度3

以上だよというような形にしていくとか、デイサービスの削減をしようというようなことも考えられております。

さらには、年金分野では支給額を減らす、このマクロ経済スライドの毎年次支給開始年齢の引き上げと、高所得者への支給額の削減、課税の強化というようなことが、この最終報告書に盛り込まれているわけでありまして、こういったものが現実の問題として推し進められていくということは、この間の選挙で与党が圧倒的な多数を国会で占めるという状況になったわけで、今しかやれないということで、もう既に生活保護や、年金、保育というようなものも含めて改悪が進められようとしているわけでありまして。

こういう社会保障の切り捨て、削減というものがいよいよ強行されるということになっていくのではないかと思っているわけでありまして、こういう町長の政治に対する思いと伺いますか、どう考えているのかということをお聞きをしたいと思っているわけでありまして。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 少子高齢化社会ということで、これはどんどん、どんどんこの傾向が進んでいくということになると、社会保障制度も変わらざるを得ないんじゃないかなと私は思うんです。これまでと同じなわけにはいかんと、そういうときにどういうふうに変えていくのかということなんだろうと思います。これについては、これまでの形と変わってくるわけですから、まあ、松島の話をする、これまで出していなかった人が出したとか、出さなかった人が出すとかというふうなおでこぼこが当然発生してくる。これはしょうがない。ただそのときに、一般社会通念上からして少なくとも今の社会情勢から、状況からして、一番理にかなった、常識に合うような、皆さんの合意が得られるような、そういう変更でなければならぬ、そうあってほしいと思っています。

今回のプログラム法案についても、最後までよくわからないところがあって申しわけないんですけども、よくなっているところもあり、悪くなっているところもありということで、いろんな方々がおっしゃっているようなので、わからないところはあるんですが、少なくとも我々としては、国である程度制度をしっかりと掲げていただいて、それを実践していくというか、国民の方々にそれをサービスしていくという立場でございますので、前にも言ったかもしれませんが、国の中でしっかりと議論をしていただいて、皆さん方が納得できる、それも全員とは言わないので、できるだけ多くの方々に納得をしていただけるような制度にしてほしいなと思っているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 国民の皆さんが考えている常識的なところで変更ができればいいのではないか、というのが町長の考えなのかなと思ってお聞きをしました。残念ながら、この常識が常識で通らない今の国会の状況なんですよ。常識っていうのは、国民の多くの皆さん方が思っていること、国民の皆さんがこれが常識でしょと多くの皆さんが思っていること、これが多分常識なんだろうと私は思うんです。ですから、例えば消費税で世論調査したら半分以上の方が大体反対だよと、これが常識だとうなるはずなんです。ところが、国会に行くと勢力図が全く違って、消費税賛成論者の方々がそれこそわんさかいると、こういう状況になってくるわけです。ですから、常識が通じる政治であればいいんですが、まさにこの国民世論と政治の常識がねじれているわけです、そういう意味では。そこにやっぱり今の政治の問題というのがあるんだと思います。

これは、昨年から社会保障制度改革だということを言われて、社会保障制度の充実のためには消費税を上げなくちゃいけないんだと、こういうことで来年の4月から8%にしますよ、再来年の10月からは10%にしますよ、そうやって社会保障制度をよくするんだというようなことがさもあらんかのように言われて、仕方がないのかなと思って皆さんやってきたというのも、私はあるんじゃないかと思うんです。しかし、実際ふたを開けてみたら、これは河北ですけれども、8月22日、このプログラム法案骨子ができたときの新聞だと思えますけれども、痛み与野党難色と、目立つ負担増、給付抑制と、こうあるんです。きょうはこれです、低所得者に現金、負担軽減一時しのぎですよ。負担軽減わずか1万円すると、こう言っていますけれども、こんなのは一時しのぎで終わるよと、こういう書き方ですよ。ですから、まさに今回のこの改革だと称してやられている中身はよくなるどころか、社会保障、医療、福祉の分野でどんどん、どんどん切り詰めが進んで悪くなっていくと、こういう現実が待っているわけです。その一方で、これもきょうの新聞だったと思えますけれども、安倍総理は減税をしよう、国民に減税をしようというならいいんだが、ここにありますね、法人税減税の具体策を指示した、こう書いてある。これは具体的に言うと、消費税で大体3%上げると、5兆円だったかな、増収になる。それで、経済対策が必要だからということで、3兆円の法人税減税をやろうじゃないかというのが安倍さんの主張なんですよ。そうすると、消費税は全部社会保障のために使いましょうと言ったのは一体どこかに吹っ飛んで行ってしまったじゃないかと、こういう話になるわけですね。まさに常識では考えられない話が、今こうやって進行しているわけです。町長、これ常識だと思いますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） なかなか難しいご質問ですけれども、経済問題については私もよくわからないところがありまして、全てにおいてわかっているわけじゃないんですね。何についてもわからないところは随分あるんですが、経済の仕組みとといいますか、どこに水を入れると全体がリッチになっていくのかというような、そういった話は複雑でちょっと私はわからないところが多いです。今、おっしゃる中で、消費税は社会保障関係に使いますよとおっしゃっているのにほかに回すんでは、これは約束違反です、もちろん。私だったらそういうことはしないなと思うんですけれども、少なくとも私はお約束したことは守っていききたいなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうなんです。約束したことをみんなが守れば、何も問題ないんですよ。あの選挙のときも、消費税上げるってはっきり公約して言った人はほとんど多分いないと思いますよ。ところが、選挙が終わったら、消費税値上げの話になっちゃって進んでいると、こういうことなんです。安倍総理なんか消費税上げるなんて、あの選挙期間中一言も立ち入っていませんよ。それがちゃんと上げることになるわけですから、そういう政治なんですね。TPPだってそうでしょ。伊東さんもTPPは反対だと、こう言っていたんです。しかし、もう既にTPPの交渉参加を始めて、もうすっかりアメリカに乗せられてTPPはやらざるを得ないというところに進んでいるわけです。だから、国民の常識から離れたところでこの政治が進んでいるというところに問題があるのではないかと思うんですが、町長はわからないで済むんでしょうか、それは。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 先ほど申し上げましたように、話は国政のことですので、私は町政をあずからせていただいております。議論を逃げるのかとおっしゃるかもしれませんが、できる範囲、できない範囲ございますし、町長でございますので、何も責任というのはあれなんです、何の権限もないことにこうしろということは、少なくともこの場ではふさわしくないのかなと思っております。国策でもって、いろんなことをおやりになるわけですけれども、私としてはそれであれば、正々堂々と選挙の際にそういったこともおっしゃった上で国民の審判を仰いだほうがいいのではないかなとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） いずれ、今回こうやって、プログラム法案に基づいて、医療や介護とい

った福祉社会保障、こういうものがどんどん改悪をされていくということになりますと、誰が困るのかと。結局は、例えば特報ホーム、さっき言いましたけれども、要介護1、2の人はもう特養ホームから出てくださいと、こういうことになるわけですよ。出てどこに行くのかと、行けるのかと、こういう問題ありますよね。例えば、痴呆症で身寄りがない人、まだ体は元気だと動くんだと、だから介護度は1だよ、2だよと、こういう人は一体どこに行ったらいいのかと、こういう問題も発生してくるわけですよ。そういう点で、まさに国の問題ではなくて、町長、我が町、町民がそういう憂き目に遭うかもしれないという、そういうことなんです。ですから、決して国の政治が我が町の政治からかけ離れたところにあるのではなくて、まさに町民の身近なところで、国の政治も行われているんだと今思いますし、もう少しこの介護保険のことで質問することになっていたんですが、そのことによって、町の負担もさらにふえるというのが今度の多分改悪の中身になってくるわけですよ。今まで、介護保険制度の中で見ていた人たちを今度は介護保険から外しますよと、そしたらそれぞれの関係する自治体で面倒を見てくださいということになって、介護保険制度の中で見るんじゃなくて、町として責任を持って見なさいということにもつながってくるわけですよ。その意味でも、これは町と深くかかわった内容になってくるわけでありますので、逃げる逃げないではなくて、逃げられない問題としてぜひ捉えて、この問題を考えていただきたいと思うわけであります。

それで、この法案の中では、介護保険から外して、そして地域支援事業というような形で事業を進めようということになる部分も出てくるということなんですけれども、そうなった場合、町としてどのような対応が出てくるのかということについて、どんなふうを考えているのかということをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） 介護保険の要支援者に対するサービスが、予防給付から地域支援事業に移行していくということでございますが、事業の移行に当たりましては、既存介護サービス利用者の活用とかも含め、新しい介護予防の受け皿の整理と基盤整備のための取り組みが必要となってくると思われます。地域格差が出ないように二市三町でも協議し、広域で実施できるところは広域で実施していきたいと考えております。

また、地域支援事業の内容も拡充されていくようでありますので、地域包括支援センターの役割というものも重要となってきますので、業務量に応じた職員体制をとるなど、要支援者の方が今まで受けていたサービスを受けられなくなるようなことのないように、不利益をこ

うむらないように努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） これで終わりますけれども、いずれ地域支援事業ということで町負担というものがやっぱりふえてくるのかなと思います。そういう点で、国のまだまだ考案がどうなのかというのはわからない部分もありますけれども、ぜひこの点でもやはり地元市町村の負担ということにするのはだめだと、やっぱりはっきり言ってもらうということが私は大事だと思うんです。これはいろんな意味で、県知事の会の皆さん方も市長の会の皆さん方も、あるいは町村会の長の皆さん方も多分そういう思いで私はいるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、そういう首長方の集まりがあった際には、そういった問題をよく議論もしていただいて、国に強く地方負担にするなということで求めていただきたいということをお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。お騒がせしました。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員の一般質問が終わりました。

ここで、休憩をとりたいと思います。再開を14時10分といたします。

午後1時56分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

2番佐藤皓一議員、登壇願います。

〔2番 佐藤皓一君 登壇〕

○2番（佐藤皓一君） 2番佐藤皓一です。

4年間お世話になりました。途中、準備の整わない質問や礼を失した言動があったときに、懐の広い対応をしていただきました。敬服して感謝しております。

質問を始めます。役場職員の人材育成についてお聞きします。

かなり前に新聞を読んでいたところ、中管理職の悩みは部下が育たないこと、悩みがいっぱいあるけれども、一番の悩みが部下が育たないことと書いてありました。役場職員の場合は、育成、働き、評価の順番が円滑に機能しているのかどうか。

それから、人材育成ということを考えるときには、長期的な目標とか指針が欠かせないと思います。短期と長期、平時と有事でほしい人材が異なるという可能性があります。それから、こういうことを考えると、あれもこれも必要でほしくなるというのが人情で、どれも大切に思えてきます。ちょっと言いにくい、あるいは答えにくい可能もありますけれども、差し支

えなければそのあたりもお聞きしたいと思います。順調かどうかということと、重点項目。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 順調かどうかということですが、これは何事でもそうですけれども、何かしようとする場合、理想的な形を想定してそれに向かって作業するわけですが、なかなかそのとおりにはいかないで、その都度いろんな課題が出てきて、それをひとつひとつ解決していくうちに何とか前に進むというようなことなのかなと思っておりまして、人材育成についても、おっしゃるように理想的な人材を全て採用し、かつ育成を心がけているわけですが、なかなか現実にはそのとおりにはいかない部分もありまして、そういう意味では苦勞しているというようなことかなと思っております。

私としては、何を重要視しているのかということですが、何よりも町民の方々に正確でかつ温かいサービスができるような、そういった職員の仕事になるようにしていきたいと思っております。ちゃんと行政サービスができるように、もう1回確認します。重ねになりますけれども、きっちりとご要望の業務を正確にすること、それからお話、対応する際にも気持ちよく、町民の方々に気持ちよく用を足して帰っていただく、そういった職員にしたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 次は、女の人の話です。いろんな数字を見ますと、日本は韓国と並んで先進国の中では女性管理職の比率が一番少ないんだそうです、大体10%前後。ヨーロッパは30%台、中には40%ぐらい女の管理職がいる国もあると聞いております。そういう数字を見ると、日本は本当の意味で先進国の中に入るには、ちょっとおくられているのかと思いがちなんですが、最近思うのは、それぞれ国民性もあり、いきさつもあるからこうなっているのであって、一長一短というか、何ともいえない部分もあるのではないかと感じています。

しかし、国も自治体もグローバル化して総合力を高めていこうとすると、やはり人間の力を強めていかないと、これからよその自治体に伍してやっていくのは難しいような気がします。でも、育てていくかということになると、これはやっぱり過去のいきさつもあって、そうはなっていない可能性を感じます。例えとして何を言おうかなと思ってしばらく考えたんです。サッカーでゴールキーパーが盛んにどなっていますよね。あれは役目があってどなっているんであって、仮に私がゴールキーパーでフィールドに町長や議長がいても、点をとられてはいけませんから役目柄、指示というか、どなるというか、あれはこれはまずいなと思ってやめるようなゴールキーパーは適性がないような気がします。人材育成を考えた場合に、日本

はどうしても女の人に対して、よく言えば大事に育てていると言うかもしれないけれども、差別と甘やかしがセットになったような育て方をしている可能性を感じています。女らしくないと言われても何でも、どなるようなゴールキーパーを育てていかないと、人材の総合力が高まらないような気がするんですけれども、そのあたりの育てる体制と女性管理職の比率だとか、そういうものは切り離せないような気がするんです。状況はどうなっているんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今、女性管理職の比率という点では国によって随分違うというのは私も知識としてはあるんですけれども、議員がおっしゃるように、その文化や歴史などによって違ってきているのかなと思います。ただ、全体としては、世界全体として、女性の社会進出といいますか、そういったことが広がっておりますし、それと並行して女性の管理職、仕事上での管理職もふえているのではないかなと思っております。

しからは、松島町ではどうなのかということですが、私としては男女を問わず適正な人材を適正な場所にとということで考えております。ちなみに、データの話ですが、東北の企業の8割の企業で女性管理職の比率が1割、10%以下であるというデータがあるようでございます。松島町におきましては、課長職が13人に対して女性の課長が2人ということで、比率でいうと15%になります。班長職については、20人に対して女性班長職が4人と、比率20%ということですが、二市二町の女性管理職の比率ですが、これは利府町で約20%というデータがあります。ですが、ほかは大体5から10%ぐらいの比率だそうでございます。それからすると、松島町において女性管理職の比率というのはいい線なのかなとは思っております。

今後ですが、最近の職員採用に当たりましては、女性の比率が高くなってきておりますので、将来に向かっては当然ながらその女性の管理職の比率も上がっていくのかなと思っております。なお、先ほど申しましたけれども、男性、女性にかかわらず、職員としてその職員の特徴を生かした適材適所ということをまず優先して心がけていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） それから、余り目立ちませんが、男の育児休暇等、有給休暇の消化の実態、これは日々の暮らしの中では、人材育成や子育て支援とかなり強くつながっているはずですが、一般の会社よりは公務員のほうが取り組みやすいような気がしますし、そのあたりから進んでいくことが国全体をリードする、あるいは国民の暮らしを豊かにするという

点では意味ありではないかと思えます。一つの社会貢献にもつながるような気がしますけれども、松島の実情と今後の方向性などをお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） それでは、実態はということでございますので、私から説明させていただきます。

まず、男性職員の育児休暇についてでありますけれども、これにつきましては現在のところはおりません。しかし、実績といたしまして、1名の職員が平成22年7月から翌年の3月までの9カ月間、育児休暇を取得しております。また、女性職員につきましては、今現在、育児休暇というのが2名の方、それから部分休業が3人の方が取得している状況にあります。

あと、有給休暇の消化につきましてはですが、これにつきましては、夏休み、夏季休暇とか、それから週休日に有給休暇をあわせて取得するよう職員に周知しておりますが、実際のところ思うように休暇を取得できない現実のようであります。ちなみに、全職員で平成24年度中の状況を見ますと、大体平均取得数が9.4日、20日間ありますので消化率でいいますと約45%という状況になっております。仕事のメリハリをつけて効率的に業務を行うためにも適度な休暇は必要であると考えておりますので、効果的な有給休暇の所得を推進してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 有休の9.4日というのは多いか少ないかですけれども、一般の平均よりは比較的積極的にとっていると言えるような気がします。さらに、頑張って進めていただきたいという気がします。

2問目に移ります。町の30年計画の策定依頼です。

普通、総合5カ年計画というのはそれぞれの自治体で取り組んでいると思えます。私はこの際、町の30年計画をつくってはどうかと思って、提案というよりも、提言くらいかもしれませんけれども、質問いたします。

5年計画を立てますというときには、暗い計画は立てにくいと思えます。私が委員の一人に入っているけれども、そういう計画をまとめようとする勇気が要ります。しかし、30年計画ということになると、ある程度下り坂というか、数字がへこむようなことは避けられないような気がしますので、そういう方向を打ち出さざるを得ないような気がします。仮に、30年計画というものを自治体が持っていれば、後で5カ年計画を立てるようなときにも立て方が違ってくるような気がするんです。こういうものは持っているほうが物事を考えるときに、違う

ものを両方踏まえた上で片方の計画を立てるのと、こっちだけ見て立てるのとでは、厚みや深みが違ってくる可能性がありますので、町の将来設計を考える場合にもそろそろこういうものを持ちたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 計画を立てる際の目標年次の話でございますけれども、30年たちますと世の中の状況が相当変わってしましまして、イメージすると、例えば計画に携わっている個人がある程度のイメージをその辺に置いてやるというのであればそれは構いませんけれども、公共の計画として30年は余りにも長すぎると、状況が変わる要素が多いと思います。10年先でも、10年たてば世の中随分変わってきてしまいますから、そういう点では30年というのはちょっとないのかなと思います。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 無理からぬお答えのようにも感じますが、しかし、上向き、上昇というのは現実にはなかなか難しいことです。30年はともかくとして、思ったようには必ずしも行きませんよねという意識を計量に持っているかどうかというのは、物を考えるときに必要なような気がするんです。発表するかどうかという問題もあるわけですが、これはなかなか誰が担当していてもつくりやすいものではないと感じます。でも、つくりやすくないがゆえにあったほうがいいと。そういうものを底流に持っていて日々、あるいは1年1年を考えたいことの意味が、高度成長期のように、順調に行けばまあまあ悪いことにはなりませんねという時期とは違って、これから先の時代には大変大切なような気がします。

それで、バラ色計画に体がなれた人は、落ちぶれ計画を立てるとなると難しいような気がするんです。私はもう15年ぐらい前になるんですけれども、高校の先輩に聞いたことがあります。落ちぶれ方の研究をしているという人がいるものですかと言ったら、いるかもしれないけれども自分は知らないと言われました。研究してみませんかと言ったらやらない、ほしかったら自分で勉強しろと言われて、それでそれっきりです。繰り返しになりますけれども、覚悟を決めてやっぱり踏み込む必要というものをお感じにはなりませんか。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一世代25年というふうに申しますよね。ですから、次の世代のまちづくりということでイメージをします。今やっていることが積み重ねていくことで将来こういうふうになるであろうというイメージをすることであれば、それはあり得る話でございますけれども、それは役所でいう計画というものではなくて、計画に携わる方の思いなり、

イメージなりというものかなと思います。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） ある意味で、この3番目が割と大切なんです。その計画を立てようとした場合に、近隣の自治体に何か質問して答えてもらおうと。それで、何かかんか答えるでしょう、企画調整課みたいなポジションの人が。それをある程度まとめて、世話になったからそういう自治体に結果をお返しします。そうすると、何かのときに世話になったからお返ししないといけないという気持ちになって、松島が手を挙げたときに応援してくれる可能性がありはしないかと思いましたけれども、そういうことってないものですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 近隣の自治体といろんな交流をしながら助けたり助けられたりというのは今でもやっております、こういったおっしゃるような計画のありなしということもあるでしょうけれども、それだけでなくもやっているということだと思います。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） どうもありがとうございました。

3問目に移ります。自治体間の連携関係の問題です。

7月に倉敷市との間で観光交流協定を結びました。いいことなんでしょうけれども、あちこちでいっぱい関係を結んでいます。多少の濃淡はやむを得ないと思うんですけれども、今後の展開が見込めない関係も中にはあるのではないかと。何らかの基準をつくって減らすという考えはありませんか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今、交流している町、特に職員派遣をしていただいている町との交流ですね。交流があるから職員を派遣していただいているというようなことがあります。倉敷市については、職員派遣してはもらっていませんけれども、震災でできた傷はお大事にということでございます。

今、盛んにいろんな自治体とつながっていますが、それはこの前の東日本大震災を通じて得られた官官、官民挙げてのつながりを今後もやっていきたいと思います、保っていきたいと思います趣旨でいろんな関係を結んでいます。それは、役所同士だけではなくて、民も含めてやっている。そして、今のこの形で、私としては深いきずなを保ちながらお互い交流できるのではないかなというような間柄をとっていくと。減らす考えはということですが、せっかくのきずな、そしてこれが重荷にならないようにと、お互いにお話しています。お互い

に重荷にならないようにこれからもおつき合っていきますというふうなことでございますので、これを少なくとも今、交流を持っている日本三景、にかほ市、倉敷市、あとは大垣市、滑川町、こういったところとはこれからも交流していきたいなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。今の回答は2番のことも考慮して回答していますからね。

○2番（佐藤皓一君） そうですね。時間や人員がまず制約がある中で、いろんなところと関係ができていくということは、それ自体はいいことだと思うんですけども、手が回らなくなるという可能性も頭には入れないといけないような気がします。お互いにやめませんかというのは言いにくいことだと思います。上限の数などというものはルールブックで決めるにはなじまないこととは思いますが、頭の中にそういうものがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 先ほど申しましたように、震災を契機にしたつながりということでつながっている自治体でございます。そういう意味では、これからふえるということは恐らくないと思います。上限を設けるという意味がどういうことなのかちょっとあれですけども、余り大変だろうからというご趣旨かと思っておりますけれども、少なくともこれからふえる可能性というのは少ないのかなと思いますし、今つながっている自治体でもつながりがちょっと濃淡ありますので、これは少なくとも日本三景とかにかほ市とはこれまでもやってきたということです。それから、倉敷とは新しくできましたが、観光協定ということで情報のやりとりということを最低限やっているというふうなことがありまして、職員の業務として過大なものというのは、そんなに大きくは発生していないと、これからやっていけると思っておりますので、上限を決めるつもりもありませんし、また今つながっているきずなを切るつもりもございません。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） どうもありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 2番佐藤皓一議員の一般質問が終わりました。

次に、15番菅野良雄議員、登壇願います。

〔15番 菅野良雄君 登壇〕

○15番（菅野良雄君） 15番菅野です。

仙台水族館の開園について伺います。

初めに、通告書に書いた年度に間違いはないかと通告を出した先の課長に指摘がありまして、

「平成15年」は「2015年」の間違いで、「平成13年」は「2013年」の間違いでございます。おわびいたします。訂正して質問させていただきます。

ことしの8月24日の河北新報及び9月の経済新聞の報道によりますと、2015年春の開園を目指して仙台水族館がことし12月に着工すると報道されました。仙台水族館開発株式会社は三井物産と横浜八景島に地元企業4社で構成する会社でありまして、2013年2月に発表されております。

新聞報道によりますと、皆さんご承知のとおりと思えますけれども、事業計画の概要を見ますと、イルカなどの海生動物のショーを楽しめるエリアは東北最大となるということで、1,000席の観客席を設けることであるとのことでございます。施設は鉄骨2階で延べ床面積9,800平方メートル、約100基の水槽を設置し、三陸沖の海や東北の海辺を再現する予定とのことでございます。さらに、教育施設としての機能を重視し、近隣の小学校への出張訪問授業なども企画するということでもあります。また、立地場所は津波が到来したことを踏まえて、避難ビルの機能を備えることも検討しています。非常食の備蓄や来場者の避難行動の計画づくりも進める計画だということでもあります。

一昨日の新聞によりますと、仙台港背後地は高砂中央公園として仙台水族館を中核施設として多目的広場を配置すると。野球場2カ所、テニスコート8面、パークゴルフ場など、スポーツゾーンとして新たな交流の核となる復興の森とする計画であるということだそうです。さらに、バーベキューが楽しめる炊事施設まで設置して、駐車場は800台収容できる計画と報道されました。誘客するためには至り尽くせりの施設であると思えます。

この水族館が開園しますと、恐らく仙台方面から松島までお客さんが来なくなる心配があるのではないかと、仙北方面からは松島を素通りしてしまうのではないかと、そんな心配をされるところでございます。本町の基幹産業である観光に及ぶ影響は大変大きいものと思っております。

先日、村井知事がテレビで4月から6月までのデスティネーションキャンペーンによる県内の観光客の入り込み数は706万人に達して、前年比14.1%の増加で、平成22年度の震災前の水準に戻ったとお話ししておりました。しかし、本町における22年4月から6月までの入り込み数は81万6,000人ということで、平成24年は61万8,581人まで復活しているということですが、ことしのキャンペーンで22年の水準に戻ったのかどうかということでもあります。仮に戻っているとしても、仙台水族館が開園となれば、何度も言いますが、本町の観光産業にとっては大変深刻な問題だと思っております。

そこで伺いますけれども、1点目には、仙台水族館開発株式会社設立発表後、町はどのように対応してきたのかということでもあります。

2点目は、町がこうむる課題というものはどんなものが想定されるのかということでもあります。

3点目、町単独で対応をするのは大変厳しいのではないかと思いますので、国、県、仙台市、二市三町で連携して新たな観光施策を講ずるべきと思いますが、町長の考えをお答え願います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、総論的なところを私から答弁させていただきます。

この仙台の水族館については、八景島がいろいろ企画しているということで、これについては当初から、私が町長になったあたりから、仙台急行の西條さんといろいろお話をしたりとか、またあと仙台市の幹部と話したり等もしています。その中で、会社の設立後、どういうふうな動きがあったかということですが、私としてはあちら、三井グループですか、そちらのほうとは話したことはありません。実は、仙台市の稲葉っていう副市長がいるんですけれども、この人と何度かお話をして、あちら側と、もしくはあちら側の方が松島町長、松島町と会うようなことがあったら会いたいと言っている、またはこちらから会いたい、何かあったらちょっと会いたいねと言っていると伝えてくれとは言ったんですけれども、その後話がないことからして、あちら側は松島町長とは話したくないんだろうと思っております。

今後、あちらはあちらのペースでおやりになるわけなので、こちらとしては、今の西條さんの水族館がその跡地がどういうふうになるのか、また西條さんがどのような営業展開を考えていくのかということに的を絞って、仙台急行側と情報交換をしてきたところです。それで、仙台急行としては動物や職員と、それからある程度の経営ノウハウを新しい水族館でやることはやるんですが、残ったところで別な形で考えたいと言っておりますので、松島町としてはそうあってほしいと思いますので、事業立ち上げの際、さまざまな町のサポート、支援が必要であれば、積極的にうちのほうでもやりますよと。例えば、県とのセッションの中で松島町が役立つところがあればお手伝いしますよと言っておりますし、県には今度はその水族館の代替施設について何とか考えてくださいよというような話もしております。経過としては、大体そのようなところでございます。

それと、町がこうむる課題というか、それは今話した中であるんですけれども、水族館と

いう大きな観光の目玉がなくなってしまうわけですから、その継承施設といいますか、代替施設、それをいかにしてつくっていくのかと。それを民間の方がやっていらっしゃるわけですが、町としてどれだけ支援できるのかということがあるのかなと思っておりますので、そこも努力していきたいと思っております。常々、情報交換をしているところです。

それと、県、仙台市、二市三町広域ということで、これは今でも伊達な観光圏とか、DCキャンペーン等でつながってやっているところです。今後とも、そういったつながりを持ちながら観光に取り組んでいきたいと思っておりますけれども、松島は当然ですがその中では中心になって活動していくべきだと思っておりますので、その心づもりで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 関連で、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 4月から6月までに行われましたデスティネーションキャンペーンにおきまして、昨年度から比べまして大変伸びた数字ではあったんですけれども、報道のとおり宮城県全体としては伸びていました。ただ、地区別に分けまして、松島に関しましては、若干まだ震災前の数字までは届いていないというところもございます。その要因といたしまして、今回のデスティネーションキャンペーンの中で被災沿岸地のほうに大変お客様が流れたのが1つの要因ではないかと。それと、それから教育旅行、修学旅行であったり遠足であったりというところで、大変お客様が減ってしまっていたというところと、それからまだまだ外国人が戻っていない。こういう要因がありまして、松島町におきましては、震災前の数字までには届かなかったというところになっておりました。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 私も、去年の3月だったかな、水族館とか、ほかの市町村の観光に対するその考え方と見るときに、松島町の観光産業というのはちょっと埋没してしまうのではないかとこの質問をしたら、町長は国も県も松島頼みというところがあるので、県の職員、国際交流協会の協力を得ながら対応していくという答弁をいただきました。ほかの議員にも水族館の跡地利用はどうするんだという質問に対しても、積極的に町は応援していくということで、それから極端に進んでいるという感じは受けませんでしたけれども。仙台市や多賀城市、近郊の市町村はその水族館が開園となるとすごい経済効果が上がると言われております。ただ、その分松島は落ちてしまうのではないかと推測されておりますけれども、本来ならば金額で示されるその経済的なものでどのぐらいなのかということがあれば、示してい

ただきたいなという思いがありましたけれども、あるのかどうかわかりませんが、非常に深刻な問題であると思っております。

そこで、申し上げますが、国は観光立国を目指して推進しております。宮城県は今年度で最終年度であります。観光王国みやぎの実現を目指して戦略プランを実行しております。日本有数の観光地松島を考えれば、国や県に要望して共同作業で対応策を考えることが必要ではないのか。また、民間企業のノウハウを利用するとかしないと、未来の展望が開けないのではないかという思いがいたしております。

例えば、旅行会社に要望して、仙台の水族館見学に松島観光をオプションとして組み込んでもらうというようなことがあってもいいのではないかと思いますし、塩竈のすしと松島遊覧船と松島のカキをセットで観光クーポンで売り出してもらうとか。いろんなことがあるのではないかと私個人としては考えますが、町長も仙台市役所で長年お勤めになって、その人脈を生かして、仙台水族館と松島町を結ぶシャトルバスの運行を市交通局に話しかけてみるとか。ここまで来たら、その仙台水族館を利用して相乗効果を狙うということも当然の策であると思っております。ほかにも、JTBの企画力、販売力を生かす方法として、業務提携をします。提携して社員を派遣してもらうというようなこともあってもいいかなと思ったりもしますし、松島のヨットハーバーがありますけれども、意外と年齢層が厚いんです。ヨットハーバーを交付金の補助をもらってもっと立派に大きくして、少年から老人までの大会を松島で何回か開くというようなこともあっても、十分に集客力というものにとってはいいのではないかという思いもいたします。これもあるかどうかわかりませんが、海のレジャー施設を考えている企業などもあるかもしれません。そんな企業も誘致をするという考えもいいのではないかなという思いがいたします。ここまで来て進展がないということであれば、学識経験者やその観光協会、民間業者を含んだ仙台水族館の対策検討委員会などを設置して対策を練るということも、松島にとっては必要なことではないのかなという思いがいたします。

言うは易し行うはかたしということで、ことわざもあって、私が勝手な考えで言っておりますので、可能かどうかわかりませんが、動かなければだめだと思っております。ですが、やるためには人、金、時間、いろいろ必要だと思いますけれども、大変難しい問題かもしれませんが、行動を起こさなければならぬのではないかと思いますので、これらの考えについて町長の考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） お話の中身がかなり幅広い部分があるなと思いました。今、ひとつ一つのお話をすると、なかなかこの時間が足りないぐらいの話になってしまいますけれども、かいつまんで二、三お話しすれば、水族館の跡地については仙台急行でも考えておりますし、今回、ことしですか、調査ものは役場でもやっております、さまざまな施設、民間も含めた施設の利用等について、それらの中でも役場としてどういうことができるのか、また民間としてどういうことができるのかというようなことも、関係者も含めていろいろご意見を聞きながらやっていくということがあると思います。

それとあと、広域でつながりながらというのは、先ほども言いましたけれども、常々松島として考えなければいけないことだと思っておりますし、また現状でもいろんな組織もありますので、そういったものの中でこれまで以上に努力していく必要がある。つまり、観光客を戻すためにはこれまで以上に努力していく必要があるというようなこともっております。

あと、国際関係なんかについてですけれども、きのうか、おとといか、NHKでやっていた、外国人観光客はことしふえているんだそうですね、日本全体で。特に、東南アジア系統、マレーシア、インドネシア、タイあたりがふえている。また、台湾も前からふえてきているというようなことがありますので、その辺がターゲットとして1つ狙い目があるのかなと思っております。そういった流れの中で、私も台湾に行ってきましたし、台湾からも来た。また、去年ですけれどもフランスに行ったりとか、先日アメリカに行かせてもらいましたけれども、そういった、県、国を通して国外とつながるという方法もありますが、直接にこれからは自治体が独立してそういった動きをすることも大事ななと思って、これらの外国とのつながりというのを持ってきたというつもりもあります。

あと、旅行会社とのタイアップなどについても、これも民間では既におやりになっているところなんですけれども、そういった中に、三井アウトレットも、きっと三井としてはアウトレットモールと水族館とがっちゃんこさせて、それでやっていこうというようなことがあるんだろうと思いますが、以前アウトレットモールが来るときに挨拶に来たことがありまして、松島とぜひつながっていきたいという話もしていただきましたので、域外からこちら仙台松島に来られる方にとっては、アウトレットモールもある水族館もある、そして松島もという話で、当然誘客効果というのはプラスのものと私は思っていますので期待しています。ただ、域内では、区域内、例えば県内では、松島に水族館があったから来たものがそっちに行くということもありますので、それに対する対応としては、また別途の後継施設というようなこともあります。いろんなメニューがありますので、今後工夫しながら、マリンスポーツも含

めてですけれども、そういったものを工夫しながら誘客を図っていき、交流人口の活性化を図っていきたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 松島の水族館の、松島に対する観光客の誘客の役割というんですか、非常に大きなものだったと思いますけれども、この仙台の水族館ということになりますと、非常に、確かな情報ではないんですが、仙台の水族館に協力をしたいという申し入れをしたんだそうですが、いまいはっきりした答えが聞かれなかったというような話も聞いておりますけれども、松島にとって大変深刻な問題でありますから、今、町長がお答えになったようにさらに努力していただきたいと思ひますし、外国人の誘客に対する町長の活動も評価しているところであります。ただ、成果が今後いいようにあらわれてほしいなと思ひております。今、やられたら倍返しだというテレビ番組、非常に高視聴率なんだそうでありますけれども、松島町もそういう意気込みを持って、やられたらやり返すぐらいの気持ちでこの観光施策を充実させてほしいなと思ひております。今後ともそういうことで一生懸命努めていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

終わります。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

ここで、休憩をとりたいと思ひます。再開を15時15分といたします。

午後3時00分 休 憩

午後3時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

8番高橋幸彦議員、登壇してください。

〔8番 高橋幸彦君 登壇〕

○8番（高橋幸彦君） 8番高橋でございます。

きょうは大変日程がスムーズに進んでおりますが、あす大変日程タイトになりまして、先ほど16番の今野議員一般質問でまた日程がよりタイトになったんじゃないかと思ひますので、なるだけ簡単に時間をかけずに質問したいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の決算審査特別委員会は9月11日からきのうまで行われました。先ほど、決算審査特別委員会の審査意見書が委員長から報告されましたが、特別委員会の中で私が通告した内容の

それに関する質疑が大変多くて、ほとんど出席された高平副町長はご存じかと思いますが、ほとんど私の質問事項に対する答えに近いような答えもありましたし、あと先ほど2番佐藤皓一議員の質問の中にも関連するような質問がありましたので、私のほうもなるだけ簡単に質問しますので、執行部の方も簡単に答えていただきたいなと思っております。

まず、最初ですが、ことしは私たち町議会議員の改選の時期でありまして、年1回開催されます議会報告会が例年ですと10月から11月ごろに開催されるんですが、7月6日から28日までの間に行われまして、私たち第1班なんですが、各班4地区ずつなんですが、そのうちの2地区、名前を出すとあれですが、本郷と、根廻地区で出た意見とといいますか、要望なんですが、その中で役場内の各課の連携が悪いのではないかと。具体的に言いますと、実はある地区の区長が震災の被害報告書を出したと。そうしたら、返事がなくて、ただ1年ぐらいたってから、それを直すというのが、そういう工事をするというのが、後からわかったんですが要望として出したつもりだったのが報告書として担当課では受け取ったという結果だったみたいなんですが、それが結局区長に報告に来ないまま、工事を請け負ったほうに行ったというような事例があったので、特にその地区で出まして、じゃそれは私どものほうで持ち帰って執行部のほうにと。それで、今度10月1日発行になります報告会のまとめには出ていて、それで理解はできたんですが、その中でもやっぱり各課の課長の今、週2回なんですかね、庁議を開いていらっしゃるとお聞きしましたので、まずそのところから、お聞きしたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 事前にいただいていた質問の中身も含めて答えさせていただきたいと思っております。

各課の連携が悪いという町民からのご指摘でございます。これは大変重く受けとめて、そういったことがないように徹底していきたいと思っております。具体的には、恐らく課長レベルの連携というよりは、担当レベルで聞いた話を必要があるのにほかの関連する課の担当に伝えていないというようなことが多いんだろうと思うんです。それについて、特に産業観光とか、企画であったり、教育であったりというようなことがありますので、その辺はなお徹底して、担当レベルにもそういった遺漏がないように進めていきたいと思っております。

また、もう少し大きなレベルで、課長レベル、班長レベルのお話で、住民からのご要望なり、また各役のある方からのご指摘等があった場合に、漏れた事例のご指摘あったんだと思えますけれども、そういった面についても抜かりのないように、なおきっちりと締めていきたい

と思っています。

ちなみに、週2回の課長会でどういった話をしているのかということですが、まず連絡事項、それからその週にやった事柄、また課題となるような、例えば議会でご指摘があった部分とか、あとは町民からのご指摘のあった部分について、各課長にきっちり徹底を図るとか、またあと打ち合わせ等、重要な施策の中身の打ち合わせ、これは正式には庁議とか、そういったことでやるということになってはおりますが、できるだけ頻繁に顔を合わせかつ情報交換することで漏れがないように、また町の役場で通る施策に関しましては、町長なり、副町長なりの思い込みにならないように、意見を聞き、また全体の総意、または先ほどちょっと常識の話も出ましたけれども、常識とは一体どこにあるのかといったような事柄含めて、施策についても話し合っているというようなことでございます。

なお、あと加えまして、震災のときの各課の連携がよくなかったというご指摘もありますので、これについてはマニュアルをしっかりとしたもの、まだ実は作り切っていないんですけれども、その辺もきっちりつくっていきたくて。そして、連絡を密にして町民サービス、または震災への対応を抜かりないようにしたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） 答えとしては満点だと思うんですが、ぜひほかの議員も一般の議案、あと決算審査特別委員会なんかの質疑なんかでもいろいろ質疑された中で、答弁いただいた、それをやっぱり実行していただくのが一番の問題じゃないかなと思っておりますので、町長もさっき質問された議員方の答弁の中でやっていくというような答弁が何度かありましたので、ぜひ実行していただきたいと思います。

それで、私8年前、議員になったときに、課長からその会議は週1回じゃなかったかと思ったんですが、月曜日、間違っていないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。週何回やっているんですか。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かにそのころは週1回でした。あと、そのときには行事の報告だけだったということもありました。なかなか議論にならなかったということもありまして、行事以外のことを課長会議でやりましょうということで、週2回今はやっています。それで、各課の問題点、今後の進みぐあいということで、月曜日と木曜日に課長会議をやっています。あと、重点的に必要な場合は庁議という形でいろいろ議論をしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） 私も2回と聞いて、それでなおさら質問しなきゃと思ったんですが、何

でかという、恐らく一般の町民の方はわからないと思うんですよ。それで、こういうふう
に質問して、ここで議事録とると、今は議事録町内5カ所で閲覧できますので、それで一般
の町民の方もわかると思うんです。ですから、そういうのを知らしめるためにも、ぜひいい
ことですので、そういうのはやっぱり一般の町民の方にも知らせるようにこれからもお願い
したいなと思っております。

それでは、次の質問なんですが、先ほど2番佐藤皓一議員も質問していましたが、職員のス
キルアップといいますか、能力アップなんですが、私らはこういう決算議会ですと、主要施
策の成果説明書、こういう中で4ページから6ページにわたって職員の研修、これも先ほど
も言いましたけれども、私らはわかりますが、執行部と私らは見られるんですが、一般の町
民の方はわからないと。大体毎年やられている内容だとは思いますが、中には新しくやっ
たこともあると思います。ですから、こういうものも知らしめるようにして、もちろん先ほ
どの佐藤皓一議員の質問に対する答弁で、大体一生懸命やっていたらしゃるのわかります
し、私もそういうふうに見ているつもりですので、ぜひこの職員のスキルアップ等につい
ては、これまで以上に頑張ってくださいたいなと思っております。

あと、先ほど来話題になっています、台風18号、この前の週末、あのときにも、あれは警戒
本部とかというのは発足しなかったんでしょうけれども、担当職員は休みにもかかわらず排
水、私が住んでいます磯崎の長田地区のほうとか、私のうちの近所にもありますけれども、
それにも出ていらっしゃいましたし、地区の住民の方はわかるんでしょうけれども、そう
いう役場職員が結局休みの日にも対応しているというようなものも知らしめるためにも、そう
いう活動の記録みたいなものも本当は必要なんじゃないかなと思っているんですが、ちょっ
と質問の趣旨から離れましたけれども、まず、職員のスキルアップについての答弁をお願い
したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、この間の台風なんですけれども、一応災害メールで職員には、
全職員にメールはやっています。それで、自宅待機ということなんですけれども、前日も当日も
自宅待機ではありますけれども、各課の課長、班長とか職員、大分出勤して、各所管の警戒
態勢、あといろいろ巡回していただいて、ようやく夕方、当日の夕方に解散したという形
ではございます。災対本部設置はしませんでしたけれども、そういう形でやっただと。

あと、職員の研修なんですけれども、今までは富谷にある自治研修所、あそことかやってい
ますし、あと東京のアカデミー、あと滋賀県でも同じようなアカデミーの研修は行っていま

すけれども、独自に、法律的に弱いということもありますので、専門家の講師を招いて毎年法務研修はしていますけれども、まだ足りないということはありますので今後も継続していきたいと。あと、ことしから新人研修も含めて毎月、各課ごとに、各課の課長とか班長ら職員が講師になって勉強会をしていると。それは聞くほうもですけども、講師になるほうも改めて勉強しなければならないということもあるので、両方でいいのかなと。両方の職員が勉強できるということで、それを今年から毎月、各課一つの場合、大体1日、それを毎月、月1回以上はやっているというような状況です。そういう独自にやるのも今後あればしていきたい。あと、新人の方々は、民間の金融機関で新人研修がありますけれども、そこに参加して研修を受けるということです。ただ、言われるのは、前、今回の決算議会でも言われたのは、研修のための研修にはならないように、そこは気をつけなきゃいけないのかなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） 私の質問は大体、はっきり言って皆さんの応援をするような質問になっているんじゃないかなと思っております。執行部と議会と一緒にあって、よく両輪と言われますけれども、やはりブレーキをかけるところはかけなければいけないですけども、やっぱり町の発展や町民の幸せのためには両方して頑張っていくのが、私は大切なことなんじゃないのかなと思っておりますので、職員も震災以降、人数はふえたかと思いますが、年々少なくなってきたのがこれまでの実情だと思いますので、やはり職員の能力アップというのはこれからも必要だと思いますので、ぜひこれからも続けて頑張ってやっていただきたいと思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 8番高橋幸彦議員の一般質問が終わりました。

次に、13番後藤良郎議員、登壇願います。

〔13番 後藤良郎君 登壇〕

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。

通告に従い、1点について一般質問をさせていただきます。

小石浜地区の水害対策についてであります。冒頭、もう16番議員のほうに私の聞きたいことの答えがもう午前中で示されたので、どうしようかなと思いましたがけれども、せっかく書いてきましたので、読み上げだけはさせていただきます。

松島行政区の小石浜地区には現在86世帯、161名の方が住んでおられます。この地区はこれ

まで大雨になるたびに何度も何度も水害に遭っているところでもあります。元来この場所は海拔ゼロメートル地帯ではありますが、そこに長年住んでいる住民にとっては大雨になるたびに水害に対する不安がいつも募る現状であります。

たとえ、そのような地形的に雨に本当に弱い場所であっても、一旦そこに住まわれた、居住された以上、生活の場としている以上は誰しもが安定した環境を求めることに対しては、人間としては当然のことと私は考えるものであります。

そこで、以下の3点について町長の思いを伺います。

これまで、小石浜地区には、今説明しましたように何度も何度も水害に遭う小石浜地区でありますけれども、このような状況を町長としてはどう捉えているのか率直に伺います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 小石浜地区については、水対策をしっかりとやらなければいけないと思っております。これが結論でございますが、その前に、松島町においての大きな課題というか、水対策だなと以前から思っておりまして、これは議会からの、議員からのご指摘もあるわけでございますが、私もそう思っておりまして、特に高城、このあたりが新町ポンプ場で解決されましたけれども、その前大変な水でしたよね。私も学生のころ、自転車でジャブジャブというのが何度もありましたけれども。高城もあります、それから小石浜もありますよね。それとあと、磯崎方面もあるということから、松島において水を制することが行政の一つの大きな役目であるということは認識しておりまして、これまでのさまざまな施策の中で解決したところもありますが、今回の震災でまた地盤沈下ということで、対応しなければならないところがふえてきたということでございます。

それに対しまして、震災復興の交付金等を使いまして、また復旧事業なんかも含めまして、全体的な水対策をしていくということで計画を立てているところでございます。

また、小石浜に戻りますけれども、小石浜につきましては、これまでポンプの設置等もありましたが、その方式、やり方がどうも余り最良のやり方ではなかったのかなと思っております。ところがありますし、またあそこに発生する水、いったいどこから発生してどのぐらいあるのかといったようなことが、これまでの計算上では不足している、計算が足りないというようなこともありますので、そういった面も含めてしっかりと計画していきたい、見直していきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 総体的に今、町長からお話をいただき、そのような方向性で考えている

んだなということは確認をいたしました。

実は、私平成13年に議員にさせていただいて、すぐ災害があったんです。そこで行けと言われてるのが小石浜でした。それまでは、あの地域はやっぱり海拔ゼロメートルだから、こういう低いところだなと思いましたが、本当に行ったときにもう胸まで水につかっての議員のスタートでありました。それでありますので、いつもあの地域に行くとそれがもう胸にこびりついていて、思います、改めて。

せんだって15日のその台風を控えてのあの短時間の雨でありましたけれども、やっぱり私も全町内回ってきまして、後藤さん何とかしてくれと、行くたびに言われるんですけども、改めて感じております。極端に言えば、住んでいるところがもうゼロメートル地帯だから、もうもともと無理なんだということは多分住民の方もわかっていると思うんです。また、ある一定以上の雨が降れば、幾らその事前に対策をとっていても無理な分もありますけれども、ただ、そうなる前の対策というのもやっぱりあると思うんです。そういう意味で、今、町長からも話がありましたが、そういう放流のデータのとり方とか、今までのそこに対する対策の甘さみたいなこと、今、町長から話がありましたけれども、そのような意味で私もごらんのとおりに初原の目の前は田中川なんです、やはりいつもいつも雨が降るたびに、やっぱり住んでいる人じゃないとあの冷や冷や感はわからないと改めて自分自身も思うし、やっぱり小石浜に行ったときには、そういうふうに相談された場合は、そのような人の小さな声というのは人ごとではないなとつくづく思っております。そのような、ある意味は住民の悲痛な思いに対して、いま一度町長の思いを聞かせていただきたいなとそのように思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） あと、どうでしょうね……しっかりと直していきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 午前中にある程度回答がありましたので、少しその精神論みたいなものを話したいなと思って、今話をさせていただきました。

次に、変わります。櫻井所長からは話が午前中ありましたけれども、我々議会に対しては、今回の資料にもありましたが、復興交付金事業としてあの地区には排水路施設の計画が示されているということで、午前中話がありましたけれども、改めて所長から確認の意味でお聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、前に今野議員にもお答えしたとおりでございますが、

排水路計画につきましては、調査設計で現在行っておりまして、先ほどご説明申し上げましたとおり、45号線を直接抜いて海に放流した計画で動いているということでございます。

さらに、小石浜沢のかさ上げについてもお話申し上げましたが、これもやっていきたいという計画をしております。また、災害時、多分色川議員が6月にたしか質問したと思うんですが、小石浜沢はちょっと危険じゃないかという質問が6月にあったわけですが、水位観測警報装置の設置をしたらどうでしょうかというご意見がありました。これにつきましては設置、今月中に設置の方向で進めるということで、現在作業しております。

それから、大型土のうについてのシートをかけて水漏れを防止する作業というのも今月中に実施をしたいと考えてあります。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 交付金事業のあの明細を見ますと、護岸のかさ上げと放流渠ってありますよね。放流渠の話は、午前中の話ではポンプの能力アップとは別に、新規でという、みたいな話をされましたけれども、そのような考えでよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 現在考えておりますのは、直接先ほども申し上げましたように放流渠をつくって、45号を通して海に流したいという計画で、現在復興交付金の許可に向けて、県の打ち合わせをしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 協議をしているということなんですが、その具体性というのはどの辺まで行っているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 来週中にもう一度検討、打ち合わせをしまして、その後10月に第7回の交付金申請があるので、それに入れるかどうかという部分を来週ちょっと打ち合わせをするということです。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） かさ上げの話、先ほどありましたよね。それで、町独自でそこをやるような話を聞いたように私は感じたんですが、それはその方向性でよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 先ほど話を出したのは私なので、私から答弁させていただきたいんですが、今あそこの計画というか、設計をしているんですが、これは下水道事業団に頼んでやっ

ているんですが、そのときに復興交付金の対象になるかならないかという話もそれに絡んでいるんですけども、下水で対応する場合はエリアが限られてきて、水がどこから出るかというよりは、このエリアにどのぐらい来る、このエリアで発生する水をどういうふう処理するかという話になっているようなので、そこまでが交付金のカバー範囲だという話をされているらしいんですよ。そうすると、これからそうじゃないんですよという話をするつもりなんですけど、それで川のかさ上げも含めてなんですけど、その辺の話が復興交付金のカバー範囲から超えた場合は、これは町単独でもやらなくちゃいかんなど、決まったわけではないんですけど、そういう可能性がありますので、そのときには、先ほど意欲の話がありましたけれども、町としてあそこは何とかしなくちゃならないので、国の金がよしんばつかなくても、町の金でやるべきところまではやらなくちゃいかんと、そういう考え方です。今のところは固まったものでないんですけども、そういう心構えだということでございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） わかりました。町長としては大体いつぐらいまでそれをやるという気持ちとか、あればお聞かせをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今、計画自体の作成は今年度事業です。それに基づいて、交付金の申請をして、やりとりがありまして、そうすると26年度になるわけですけども、完成としては、いろいろあるかもしれませんが、27年度までは何とかは思っております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） とにかく、あそこだけではないんですけど、あそこだけのことを今言われているので、私もとりあえず今話をしていますが、本当にあそこに住んでいる方の思いというのはすごく、やっぱり水害に対しては不安な思いが物すごいので、本当に今、町長が述べられたことをぜひ実践のほうに向けていただいて、実の上がるようにぜひよろしくお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中でございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。

一般質問は20日に延会したいと思います。ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。延会します。

ご苦労さまでした。

午後3時44分 散 会